

# 北見市留辺蘂自治区 豪雪対策マニュアル



留辺蘂総合支所総務課

## 北見市留辺蘂自治区豪雪災害対策マニュアル 目次

第1章 総則（総務課）	1
第2章 組織体制編（総務課）	2
第3章 留辺蘂自治区豪雪対策要綱編（建設課）	8
第4章 庁舎等関係編（総務課）	27
第5章 コミュニティ関係編（市民環境課・温根湯温泉支所）	29
第6章 水道・下水道関係編（建設課）	31
第7章 環境衛生編（市民環境課）	33
第8章 保健福祉関係編（保健福祉課・老人ホーム・保育課）	36
第9章 農林商工観光編（産業課）	41
第10章 都市計画編（建設課）	46
第11章 公営住宅編（建設課）	48
第12章 学校教育編（教・総務課）	50
第13章 社会教育編（生涯学習課・図書館）	53
第14章 消防編（北見地区消防組合留辺蘂支署）	56

# 第1章 総 則（総務課）

## 第1 目 的

このマニュアルは、豪雪時の災害予防及び災害応急の対策について、北見市防災会議が作成した「北見市防災計画」を補完して、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため具体的事項を定め、万全を期することを目的とする。

## 第2 用 語

このマニュアルにおいて、用語の意義は次のとおりとする。

### 1 災 害

災害対策基本法第2条第1号に定める災害とする。

### 2 防 災

災害対策基本法第2条第2号に定める防災とする。

### 3 豪 雪

災害対策基本法において、災害の原因である異常な自然現象の一つであり、規模が大きく、深刻な被害・災害をもたらすような大量の雪が降り積もる現象とする。

### 4 大雪

平年並みの雪に対する比較語で、普通より多く雪が降り積もる現象とする。

### 5 災害応急対策

災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(2) 消防、水防その他応急措置に関する事項

(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に関する事項

(8) 緊急輸送の確保に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のため措置に関する事項

## 第2章 組織体制編（総務課）

### 第1 対策組織

#### 1 豪雪災害対策本部

北見市地域防災計画により豪雪災害対策本部の設置を次のとおりとする。

##### (1) 設置基準

北見市地域防災計画の災害対策連絡本部又は自治区災害対策本部の設置基準により下記に該当し、市長が必要であると認めた場合に留辺蘂自治区豪雪災害対策本部を設置する。

北見地方に大雪又は暴風雪警報が発表され、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

地吹雪あるいは強い降雪により除雪作業ができない状態が2日以上を要する場合で、広域的に住民の救助を要する場合。

##### (2) 名称

「北見市留辺蘂自治区 年豪雪（月 日）災害対策本部」（以下、「災害対策本部」という。）とする。日付は災害応急対策を講じた初日とする。

##### (3) 通知

直ちに網走支庁、北見市防災会議構成機関、隣接の市町に通知するとともに、庁舎正面玄関に標識を掲げる。

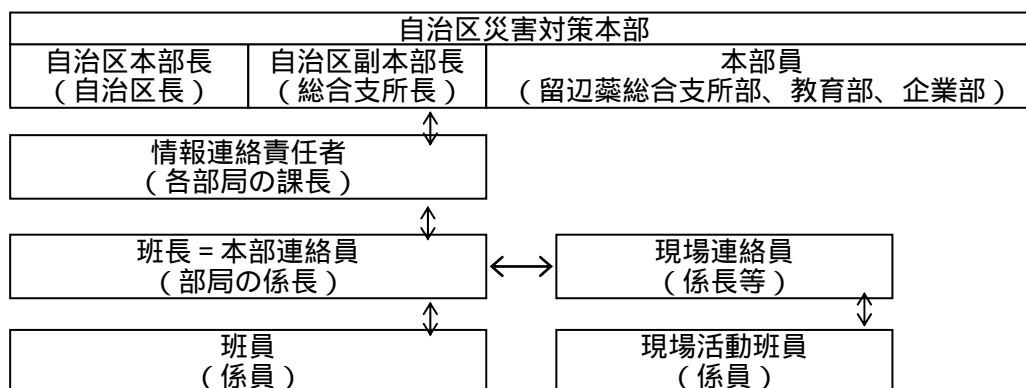
##### (4) 本部の廃止

自治区長は豪雪に係る災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了した場合は、本部長の承認を得て、本部を廃止する。なお、廃止の公表は、設置公表に準ずる。

#### 2 災害対策本部の組織

北見市地域防災計画第1編第2章第2節災害対策本部、2 組織による。

豪雪災害対策本部の組織は次のとおりとする。



#### 3 災害対策本部の運営

北見市地域防災計画第1編第2章第2節2組織図による。

#### 4 災害対策本部の業務分担（各課の業務）

北見市地域防災計画第1編第2章第2節4業務分担による。

## 第2 配備体制

### 1 配備体制の種類と基準

北見市地域防災計画第1編第2章第3節配備体制による。なお、詳細は次のとおりとする。

#### 配備体制の種類と基準

体制	配備基準	除雪レベル(留辺蘂自治区豪雪対策要綱)	配備体制
注意体制	1 気象、地象及び水象に関する情報又は注意報を受けたとき。	【レベル1】 1 北見地方に大雪注意報または、風雪注意報が発表され、パトロールの結果、積雪15cm以上で降雪により車両等通行に支障があると予想される場合。 2 概ね6時間以内で除雪が完了と見込まれる場合。	1 職員の配備体制の注意体制とし、災害の状況により必要と認められる人員とする。
第1非常配備	1 北見地方に暴風雪、大雪に関する気象警報等が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	【レベル2】 1 北見地方に大雪注意報または、風雪注意報が発表され、パトロールの結果、積雪30cm以上の降雪があり、相当な積雪となると予想される場合。 2 急激な降雪があり、相当な積雪と予想される場合。 3 小中学校の休校、保育所(園)の休所(園)、スクールバスの運休を検討しなければならない状況が想定される場合。 4 概ね1日以内で除雪が完了と見込まれる場合。	1 自治区本部に所属する職員の3分の1以上のもので所掌する災害対策を実施する 2 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備に移行し得る体制とする
第2非常配備		【レベル3】 緊急除雪体制により、下記に該当し留辺蘂総合支所長が必要であると認めた場合、豪雪対策本部を設置する。 1 積雪量が40cm以上の降雪で暴風雪(警報発令)が予測される場合。 2 前日から小中学校の休校、保育所(園)の休所(園)、スクールバスの運休を決定する状況となった場合。 3 地吹雪あるいは強い降雪により、除雪作業ができない状態となり、これが相当時間続くと見込まれる場合。 4 積雪により通行止めが発生した場合。 5 概ね2日以内で除雪が完了と見込まれる場合。	1 自治区本部に所属する職員の3分の2以上のもので所掌する災害対策を実施する 2 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備に移行し得る態勢とする

体制	配 備 基 準	除雪レベル(留辺蘂自治区豪雪対策要綱)	配 備 体 制
第3非常配備	1 複数の自治区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	<p>【レベル4】</p> <p>北見市地域防災計画の災害対策本部設置基準により、下記に該当し、市長が必要であると認めた場合に留辺蘂自治区豪雪災害対策本部を設置する。</p> <p>1 北見地方に大雪警報または、暴風雪警報が発表され、積雪量が70cm以上見込まれる大規模な雪害(豪雪)が発生するおそれがあり、その対策が必要なとき。</p> <p>2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、地吹雪あるいは強い降雪により除雪作業ができない状態が2日以上を要する場合で、広域的に住民の救助を要する場合。</p> <p>3 除雪に2日以上見込まれる場合。</p>	1 自治区本部に所属する職員の全員で所掌する災害対策を実施する
	1 本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合		

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## 2 配備体制の伝達系統

配備体制が決定し、災害対策本部に対する召集(動員)を行う場合の伝達は、北見市地域防災計画の動員の方法(第1編第2章第3節2)により実施するが、勤務時間外等における伝達を円滑に実施するため、各部においては予め連絡表等を作成し、連絡体制の周知徹底を図る。

## 3 配備体制時の参集

### (1) 非常配備体制の参集方法

配備体制の伝達系統により動員された場合には、次のとおり参集する。

#### マイカーでの参集自粛

勤務時間外に動員の指示を受け、所属に参集する場合には、所属長の特別な指示がない限り、できる限りマイカーでの参集を自粛すること。

#### マイカーでの乗り合いによる参集

参集時期が降雪の初期的段階で、やむを得ずマイカーで参集する場合には、近隣に居住する職員との相互連絡により、乗り合いにより参集する。

### (2) 積雪により所属に参集できない場合

勤務時間外に動員の指示を受けた場合には、地域防災計画の規定により所属する課に

参集するが、積雪等により参集できない場合には、最寄りの公共施設等に参集することとし、その旨を所属長に報告する。また、それも不可能な場合には、所属長の指示による。

### 第3 情報の伝達

#### 1 災害情報ファイルの作成

##### (1) ファイル名

ファイル名は、「                    年豪雪（ 月 日）災害 第 報」とし、情報の時限を併せて表示する。

##### (2) 内容

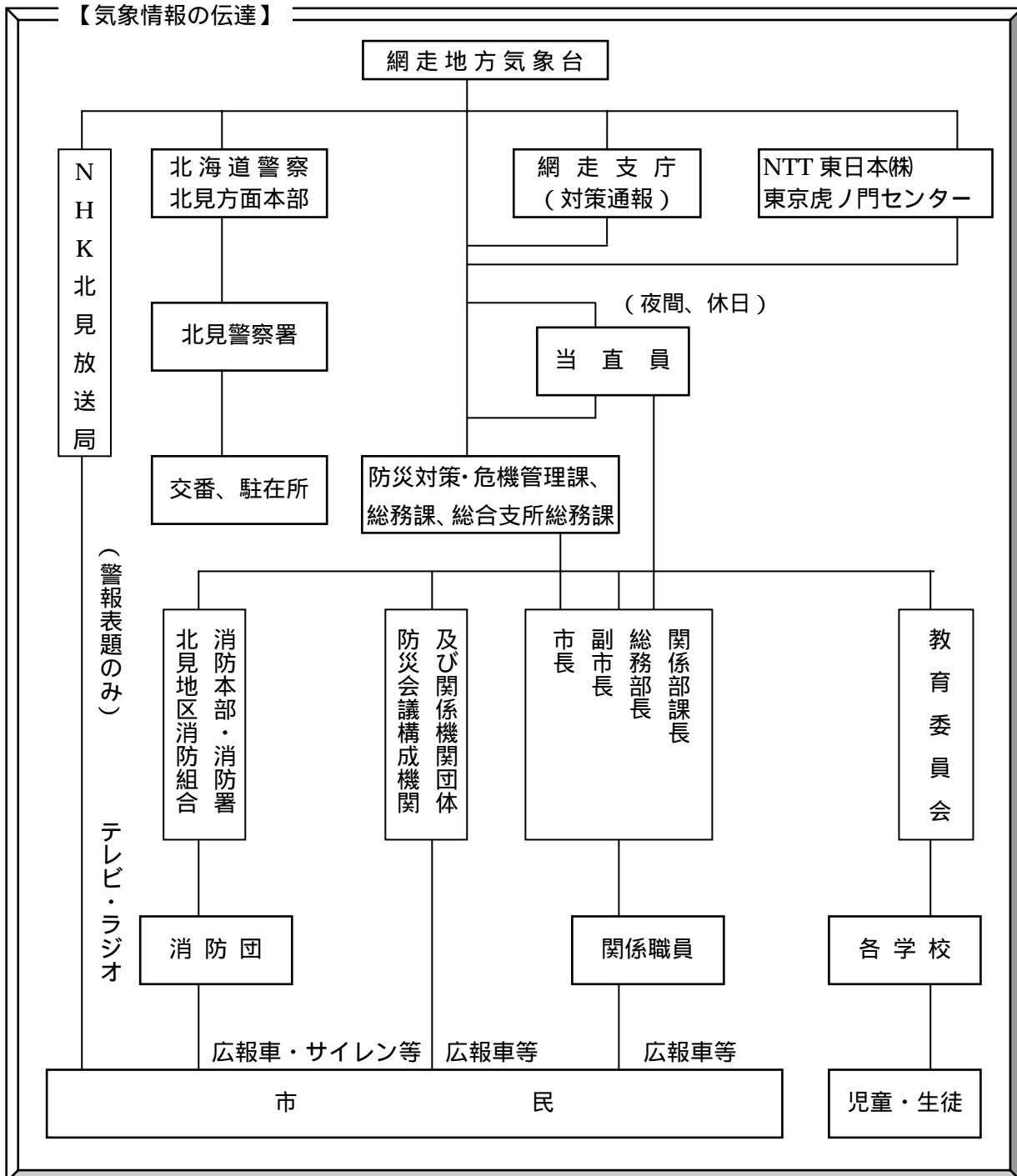
注意報、警報等の発表状況  
気象情報  
降雪量等  
避難状況  
被害状況  
通行止め状況  
除雪・雪捨場の状況  
配備体制  
災害対策本部設置  
災害対策本部員会議開催状況  
対策状況  
関係機関の対策本部状況  
関係機関への応援要請  
要請した機関の活動状況  
ボランティアの状況  
市施設の開所等の状況（教育施設等）  
公共交通機関の状況  
その他の情報

##### (3) 情報の種類（入手先）

気象予警報（緊急防災情報ネットワーク：FAX・メール、NTT：FAX他）  
気象情報（緊急防災情報ネットワーク：FAX・メール他）  
除排雪情報（建設課）  
除雪路排雪路情報（建設課）  
部局活動情報（関係各課）  
消防情報（消防留辺薬支署）  
被害情報（総務班、関係各課）  
災害対策本部設置関係（網走支庁：管内市町村本部設置状況、NTT：本部設置状況）  
関係部局連絡体制（各部局）

## 2 気象情報の伝達

大雪・風雪注意報、大雪・暴風雪警報及びこれに係る気象情報は、北見市地域防災計画（第2編第1章第1節気象予警報等の伝達計画）により実施するが、庁内メールの活用を含めた伝達体制を次図のとおりとする。



## 3 被害状況の調査・報告

被害状況は、北見市地域防災計画による災害対策本部の班の業務分担に従い所管する被害状況を調査し、北見市地域防災計画（第2編第1章第3節）により報告する。



## 第4 活動体制

### 1 職員

職員は、出勤時において非常配備体制の召集がない場合において、テレビ・ラジオ等から大雪・暴風雪が予想される気象情報を得た場合、所属及び所属以外への大雪又は豪雪応急対策としてのできる限り活動可能な服装・装備で出勤すること。

### 2 車両の体制

公用車の降雪時に対応可能な車両は次表のとおりとする。

#### 車両（4WD）

所属	車庫番号	登録番号	車名	車種	無線	広報	備考
総務課	2	北見300す4902	日産 エクストレイル	普通乗用車			一般乗用車
総務課	5	北見500さ1199	トヨタ RAV4J	小型乗用車			一般乗用車
総務課	9	北見56む6625	マツダ カベラ指導車	小型乗用車			交通安全指導車
総務課	除セ	北見33た9633	トヨタ ハイエースワゴン	普通乗用車			一般乗用車
総務課	14	北見500す 876	トヨタ スプリンター	小型乗用車			一般乗用車
総務課	15	北見500さ・883	マツダ カベラ	小型乗用車			一般乗用車
総務課	除セ	北見40か3674	スズキ キャリー	軽貨物車			一般貨物車
総務課	温	北見45せ8889	日産 ADバン(温根湯温泉支所)	小型貨物車			一般貨物車
産業課	1	北見56と4344	三菱 パジェロ	小型乗用車			産業課農務車
建設課	除セ	北見11は 890	三菱ダンプ	大型貨物車			建設課土木車
建設課	除セ	北見11は2061	日野ダンプ	大型貨物車			建設課土木車
建設課	除セ	北見11た9202	三菱 キャンター	普通特殊車			建設課土木車
市民環境課	除セ	北見45さ9030	トヨタ 貨物車	小型貨物車			市民環境課環境衛生車
静楽園		北見33そ7309	トヨタ ハイエースワゴン	普通乗用車			老人ホーム車
静楽園		北見45せ3576	トヨタ ハイエースバン	小型貨物車			老人ホーム車
静楽園		北見800さ・162	トヨタ ライトエースノア	普通特殊車			老人ホーム車(身障者輸送車)
建設課(上下水道)	11	北見500さ9671	トヨタ カルディナ	小型乗用車			水道事業車
建設課(上下水道)	10	北見11た9970	ダットサントラック	普通貨物車			水道事業車

# 第 3 章

## 留辺蘂自治区豪雪対策要綱 (建設課)

平成19年度

留 辺 蘂 自 治 区

# 目 次

## 第1章 総則

## 第2章 除雪基準

## 第3章 組織体制

### 1．24時間体制

### 2．警戒配備体制及び建設課豪雪対策本部

## 第4章 体制の基準

### 1．除雪レベル

### 2．除雪レベル

### 3．除雪レベル

### 4．除雪レベル

## 第5章 車両配備計画

## 第6章 除雪延長

## 第7章 除雪情報の伝達

## 第8章 除雪のレベル基準以外の出動体制

## 第9章 除雪路線図

### 別紙

・留辺蘂市街

・温根湯市街

・郊外その1

・郊外その2

## 第1章 総 則

### 目 的

この要綱は、豪雪時における除雪等の体制整備や情報収集提供及び除雪を優先すべき道路並びに具体的な行動計画などを予め定めることにより、雪害（雪害とは異常な降雪により、道路の通行止めや公共交通機関の運休が発生すること等をいう）を未然に防止し、あるいは最小限に抑えることを目的とするものである。

また、本要綱は北見市地域防災計画を補完し、地域防災計画によるものの他、平常時及び豪雪時における業務のあり方を体系化するものである。

## 第2章 除雪基準

### 除雪のレベル基準

除 雪 レベル	除 雪 基 準
レベル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北見地方に大雪注意報または、風雪注意報が発表され、パトロールの結果、積雪15 cm以上で降雪により車両等通行に支障があると予想される場合</li> <li>2 概ね6時間以内で除雪が完了と見込まれる場合</li> </ol>
レベル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北見地方に大雪警報または、暴風雪注意報が発表され、パトロールの結果、積雪30cm以上の降雪があり、相当な積雪となると予想される場合</li> <li>2 急激な降雪があり、相当な積雪となると予想される場合</li> <li>3 小中学校の休校、保育所（園）の休所（園）、スクールバスの運休を検討しなければならない状況が想定される場合</li> <li>4 概ね1日以内で除雪が完了と見込まれる場合</li> </ol>
レベル	<p>緊急除雪体制により、下記に該当し留辺蘂総合支所長が必要であると認めた場合、豪雪対策本部を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 積雪量が40 cm以上の降雪で暴風雪（警報発令）が予測される場合</li> <li>2 前日から小中学校の休校、保育所（園）の休所（園）、スクールバスの運休を決定する状況となった場合</li> <li>3 地吹雪あるいは強い降雪により、除雪作業ができない状態となり、これが相当時間続くと見込まれる場合</li> <li>4 積雪により通行止めが発生した場合</li> <li>5 概ね2日以内で除雪が完了と見込まれる場合</li> </ol>
レベル	<p>北見市地域防災計画の災害対策本部設置基準により、下記に該当し、市長が必要であると認めた場合に留辺蘂自治区豪雪災害対策本部を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 北見地方に大雪警報または暴風雪警報が発表され、積雪量が70 cm以上見込まれる大規模な雪害（豪雪）の発生するおそれがあり、その対策が必要なとき</li> <li>2 災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、地吹雪あるいは強い降雪により除雪作業ができない状態が2日以上を要する場合で、広域的に住民の救助を要する場合</li> <li>3 除雪に2日以上見込まれる場合</li> </ol>

### 第3章 組織体制

#### 1. 24時間体制

##### (1) 注意報発表基準

注意報名	注意報に関する条件
風雪 (平均風速)	陸上 10m / s 以上 雪による視程障害を伴う
大雪	25 cm以上 12時間降雪の深さ、または12時間積雪の差(3時間ごとの増分の合計)

##### (2) 警報発表基準

注意報名	注意報に関する条件
暴風雪 (平均風速)	陸上 16m / s 以上 雪による視程障害を伴う
大雪	40 cm以上 12時間降雪の深さ、または12時間積雪の差(3時間ごとの増分の合計)

北見地方に暴風雪警報、大雪警報のいずれかが発表された場合、防災計画配備体制による注意体制から24時間、情報の収集や伝達活動を行ない、除雪体制の応急対策を進める。

この警報が解除され自治区内の除雪が終わり次第24時間体制は終了とする。

#### 2. 警戒配備体制及び豪雪対策本部

豪雪となる恐れのある一定の気象状況のときに警戒配備体制をとるとともに、雪害が発生し、緊急除雪が必要と認められるときは、留辺蘂総合支所長が豪雪対策本部を設置するものとする。

なお、本部は留辺蘂自治区内で次の状況を確認した段階で解散するものとする。

- (1) 緊急除雪優先道路及び国道等の通行止めが復旧したとき
- (2) 公共交通機関の運休状況が復旧したとき
- (3) 緊急除雪優先道路の歩車道の除雪、生活道路の除雪及び歩道計画路線の除雪が終了したとき
- (4) 生活弱者の安否確認が終了したとき

第4章 体制の基準  
別紙(A3判)

1. 除雪レベル

(1) 注意体制(通常業務)

除雪開始から概ね6時間で自治区内の除雪が完了する範囲

体制の基準

「体制の基準」の除雪基準に合致する状況となったときに注意体制に入るものとする。

業務内容

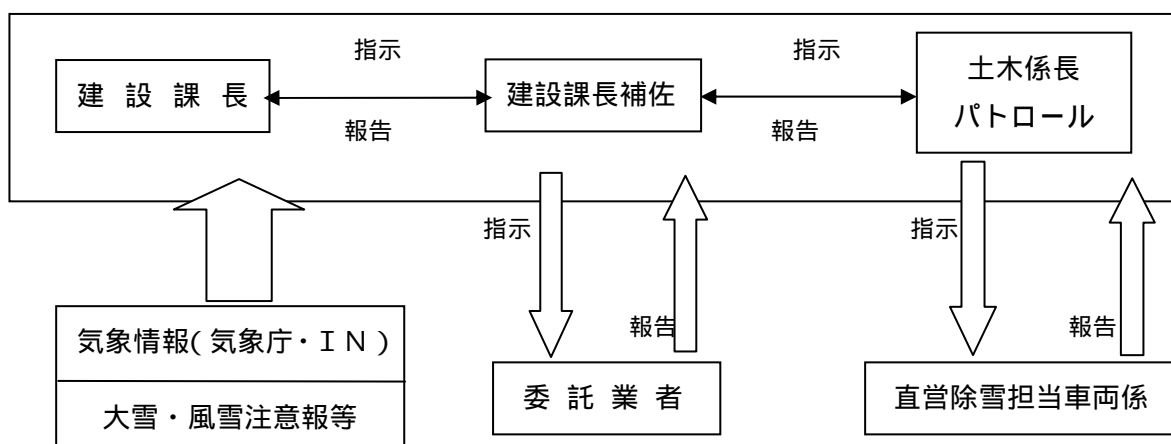
注意体制における業務内容は、「除雪レベル の業務内容」のとおりとする。除雪指示は「フロー図」により建設課長が行なう。(以下レベル まで同様)

業務編成は「除雪レベル における業務編成」のとおりとする。

注意体制の解除

気象情報から注意報が解除され、雪害の発生する恐れが解消したと建設課長が認めたときには、この体制を解除するものとする。

除雪レベル 除雪体制フロー図



除雪レベル の業務内容

業 務 内 容	
建設課	1 除雪出動
	2 スクールバス路線確保
	3 自治区内の気象情報の収集に関すること
	4 自治区内の道路交通状況及び積雪降雪状況の収集(パトロール)に関すること
	5 除雪委託業者との相互連絡に関すること
	6 関係機関との相互連携に関すること
	7 警戒体制移行の準備に関すること

### 除雪レベル における業務編成表

業務区分	担当区分	業務内容
除雪統括	建設課長 建設課長補佐	現場の指揮統括及び除雪レベルにおける出動決定
直営除雪	土木担当係長	車道、歩道の除雪指示
委託除雪	建設課長補佐 土木担当係長	車道、歩道の除雪指示、出来高検査
排雪	建設課長補佐 土木担当係長	排雪計画、現場監督、検査
指導	建設課長補佐	通行止め協議、関係機関連絡
緊急出動	建設課長補佐 土木担当係長 総務課管財係長	雪害等により非常事態が生じた場合の出動 物損事故等への市としての対応
堆雪場	建設課長補佐 土木担当係長	雪堆積場許可申請、現場監督、検査
情報収集	建設課長補佐 土木担当係長	除雪の進捗状況把握 除雪状況パトロール
電話対応	建設課長 建設課長補佐	市民相談、要望等電話対応整理

## 2. 除雪レベル

### (1) 警戒体制（警戒配備）

除雪開始から概ね1日以内で自治区内の除雪が完了する範囲

体制の基準

「体制の基準」の除雪基準に合致する状況となったと建設課長が判断した場合に警戒体制に入るものとする。

建設課長は、上記の判断をした場合には、「除雪レベル」における連絡系統図の構成員に対し速やかに連絡するものとする。

なお、建設課の業務編成は、「除雪レベル」の業務内容のとおりとする。

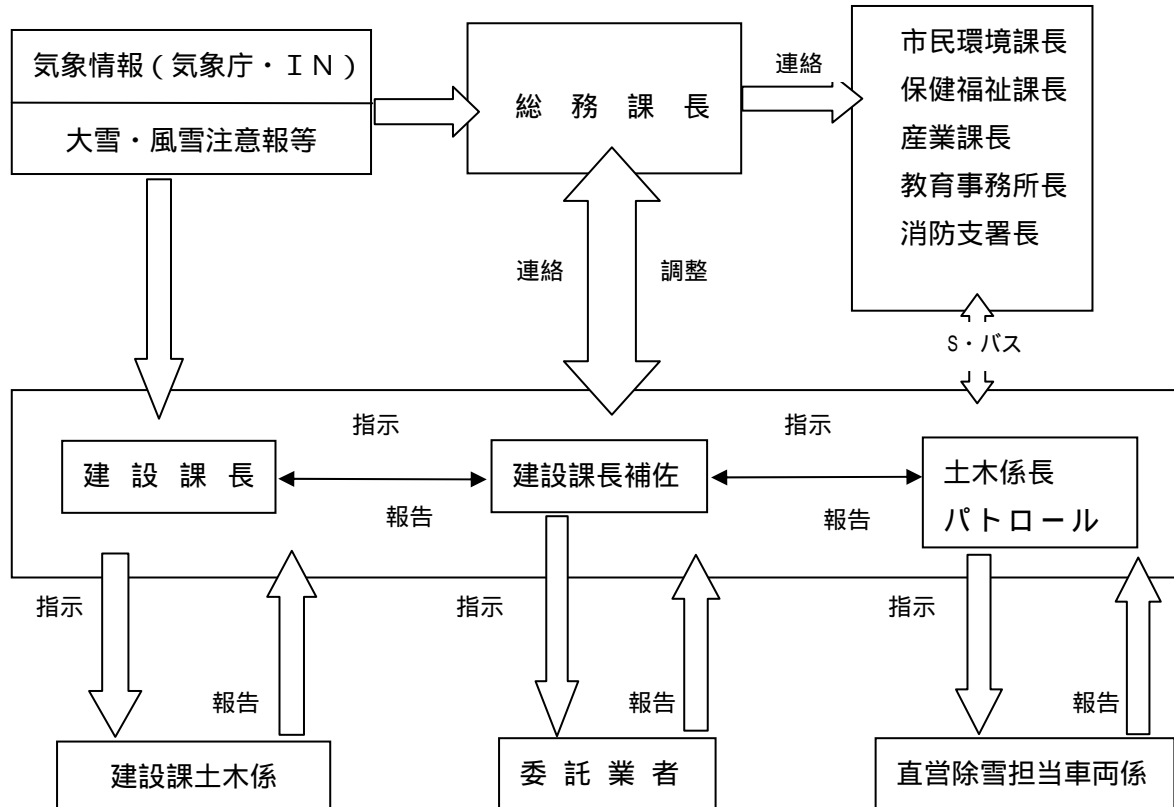
業務内容

警戒体制における業務内容は、「除雪レベル」の業務内容のとおりとする。住民からの問合せは、総合支所建設課又は警備室で受ける。

警戒体制の解除

気象台発表の警報が解除されるとともに、雪害の発生するおそれが消したと建設課長が認めたときにこの体制は解除するものとする。

### 除雪レベル 除雪体制フロー図





## 除雪レベル の業務内容

業 務 内 容	
建設課	1 除雪出動
	2 留辺蘂自治区内の気象情報の収集に関する事
	3 留辺蘂自治区内の道路交通状況及び積雪降雪状況の収集(パトロール)に関する事
	4 スクールバス路線確保、市街地路線確保の優先判断
	5 除雪委託業者との相互連絡に関する事
	6 関係機関との相互連携に関する事
	7 緊急除雪体制移行の準備に関する事
	8 道路状況についての電話照会に対する応答に関する事
	9 道路の通行止め及び制限に関する事
	10 防災担当との総合連絡に関する事
	11 除雪出動状況及び除雪情報の集約及び提供に関する事
	12 豪雪対策本部設置の準備に関する事

## 除雪レベル における業務編成表

業務区分	担当区分	業務内容
除雪統括	除雪レベル に同じ	
直営除雪		
委託除雪		
排 雪		
指 導		
緊急出動		
堆雪場		
情報収集		
電話対応	建設課職員	市民相談、要望等電話対応整理

### 3. 除雪レベル

#### (1) 緊急除雪体制（豪雪対策本部）

自治区内の除雪が除雪開始から2日以内の時間を要すると見込まれる場合、総合支所長は豪雪対策本部を設置する。

##### 体制の基準

「体制の基準」の除雪基準に合致する状況となったとき総合支所長は、豪雪対策本部を設置して緊急除雪体制に入るものとする。

総合支所長は、上記の判断をした場合には、「除雪レベル における連絡系統図」の構成員に対し速やかに連絡し雪害応急対策を実施するものとする。

なお、総合支所の業務編成は、「除雪レベル の業務編成表」のとおりとする。

##### 業務内容

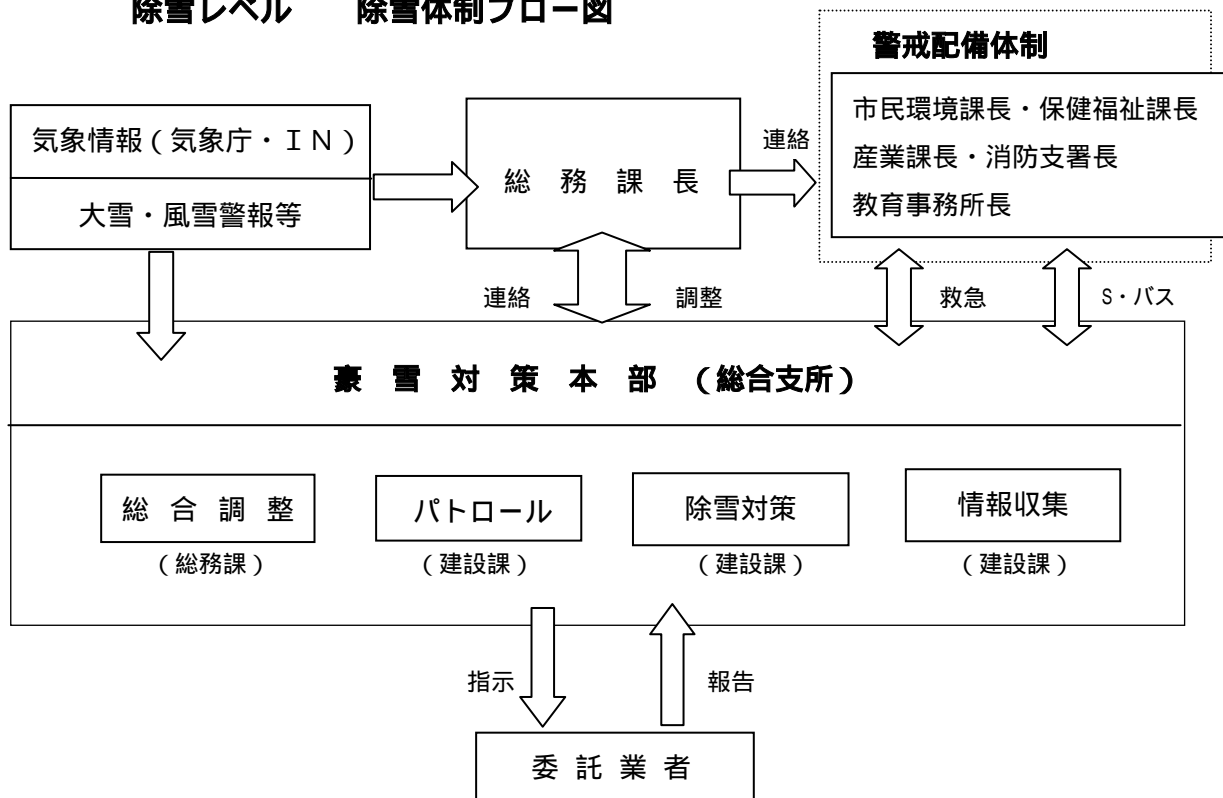
総合支所における業務内容は、「除雪レベル の業務内容」のとおりとする。

なお、豪雪対策本部は総合支所総務課に置き、総務課長の指示により体制が整備され、豪雪災害対策本部移行の準備を行なう。

##### 緊急除雪体制の解除

緊急除雪体制は、雪害の発生するおそれが解消したと総合支所長が認めたときにこの体制は解除するものとする。

#### 除雪レベル 除雪体制フロー図



## 除雪レベル の業務内容

担当	業 務 内 容 (総合支所)
総合調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各担当の総合調整</li> <li>2 自治区内の気象情報の収集に関する事</li> <li>3 関係機関との相互連携に関する事</li> <li>4 防災担当との総合連絡に関する事</li> <li>5 緊急対応の総合判断に関する事</li> <li>6 除雪出動状況及び除雪情報の集約及び提供に関する事</li> <li>7 豪雪災害対策本部移行の準備に関する事</li> </ol>
除雪対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 除排雪出動</li> <li>2 道路交通状況及び積雪降雪状況の収集(パトロール)に関する事</li> <li>3 除雪委託業者との相互連絡に関する事</li> <li>4 道路の通行止め及び制限に関する事</li> <li>5 雪堆積場に係る雪搬入の調整に関する事</li> <li>6 通行禁止区間の除雪等応急対応に関する事</li> <li>7 情報収集担当への除雪情報の提供に関する事</li> <li>8 北電(停電復旧) JA(牛乳・飼料配送)との連携</li> </ol>
情報収集	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 パトロールによる吹溜り及び狭隘道路等の路線状況収集に関する事</li> <li>2 除雪対策担当からの除雪情報収集及び相互連絡に関する事 除雪工種の各進捗状況 緊急除雪優先道路の出動状況 緊急除雪優先道路の除雪作業進捗状況 除雪作業不能路線状況</li> <li>3 防災担当との相互連絡に関する事</li> <li>4 道路状況についての電話照会に対する応答に関する事</li> </ol>

### \* <レベル レベル の除雪優先道路とは>

火災・救急医療・医療機関・医療福祉対策・避難場所としての性格を持つ公共施設など緊急に除雪を行わなければならない路線。消防支署・保健福祉課・市民環境課・教育事務所と総務課・建設課の連携により対応する。

## 除雪レベル における業務編成表

業務区分	担当区分	業務内容
豪雪対策 本部長	総合支所長	本部を統括し指揮監督する。
総合調整	総務課長 総合支所主幹	本部長を補佐し、各担当の指揮統率を行なう。
除雪統括	建設課長 建設課長補佐	現場の指揮統括及び除雪レベルにおける出動決定。
直営除雪	土木担当係長	車道、歩道の除雪指示。
委託除雪	建設課長補佐 土木担当係長	車道、歩道の除雪指示、出来高検査。
排雪	建設課長補佐 土木担当係長	排雪計画、現場監督、検査。
指導	建設課長補佐	通行止め協議、関係機関連絡。
緊急出動	建設課長補佐 土木担当係長 総務課管財係長	雪害等により非常事態が生じた場合の出動物損事故等への市としての対応。
堆雪場	建設課長補佐 土木担当係長	雪堆積場許可申請、現場監督、検査。
情報収集	建設課長補佐 土木担当係長	国・道の除雪状況把握。 除雪の進捗状況把握。 除雪状況パトロール。
電話対応	建設課職員	市民相談、要望等電話対応整理。

#### 4. 除雪レベル

緊急除雪体制（防災計画に基づく留辺蘂自治区豪雪災害対策本部設置）

- ・自治区内の除雪に要する日数が2日以上見込まれる場合。

体制の基準

「体制の基準」の除雪基準に合致する状況となったときに、市長が必要と認めた場合に留辺蘂自治区豪雪災害対策本部を設置する。

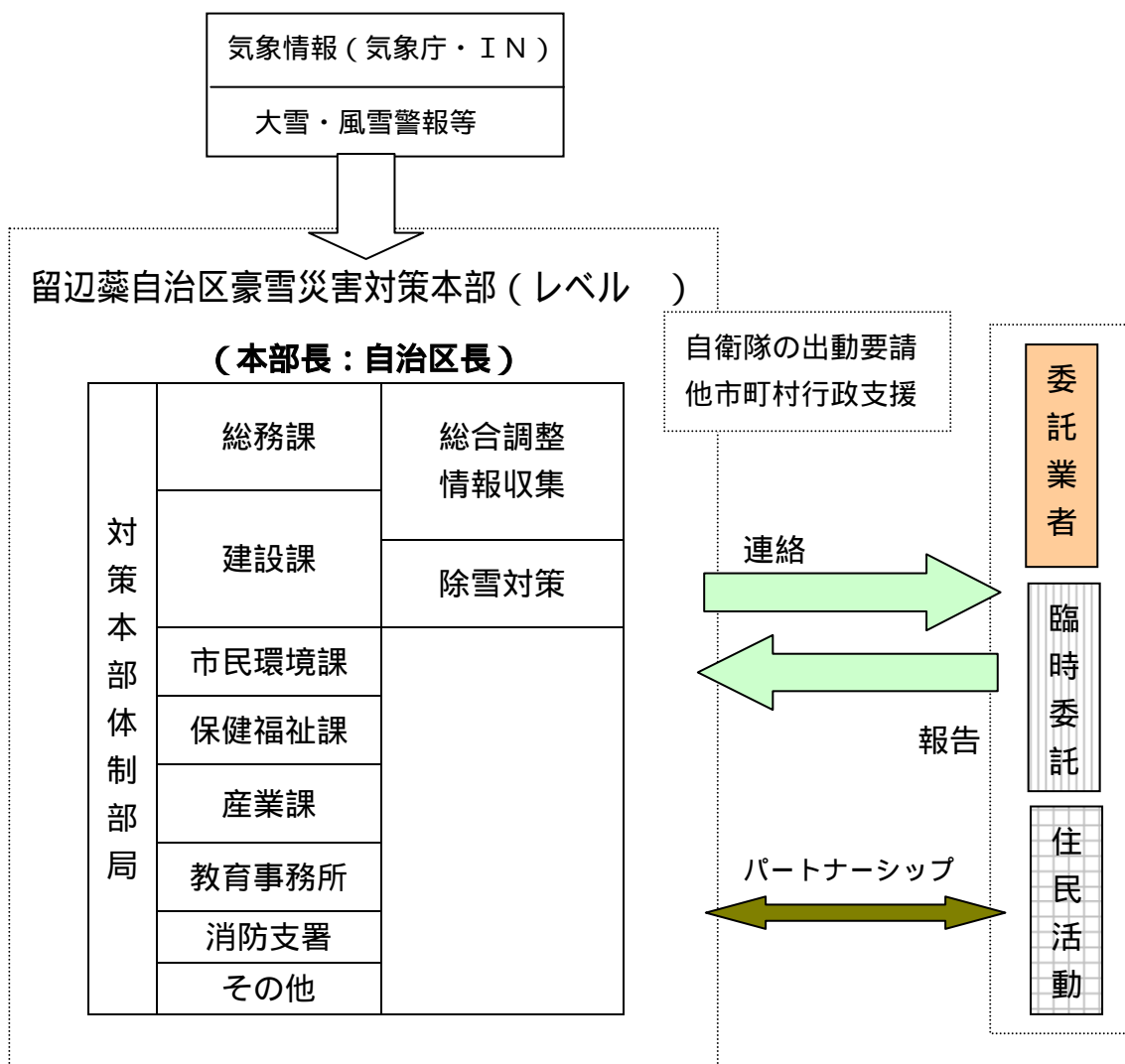
業務内容

業務内容は、「除雪レベル」の業務内容のとおりとする。除雪出動の指示は本部指示により建設課長から担当に伝えられる。

緊急除雪体制の解除

緊急除雪体制は、対策本部が雪害の発生するおそれが解消したと市長が判断したときに解除するものとする。

#### 除雪レベル 除雪体制フロー図



## 除雪レベル の業務内容

担当	業 務 内 容 (豪雪災害対策本部)
総合調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各担当の総合調整</li> <li>2 自治区内の気象情報の収集に関する事</li> <li>3 関係機関との相互連携に関する事</li> <li>4 緊急対応の総合判断に関する事</li> <li>5 本部非常配備体制レベルの配置に関する事</li> <li>6 除雪出動状況及び除雪情報の集約及び提供に関する事</li> </ol>
除雪対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 除排雪出動</li> <li>2 道路交通状況及び積雪降雪状況の収集(パトロール)に関する事</li> <li>3 除雪委託業者(臨時委託業者を含む)との相互連絡に関する事</li> <li>4 住民協力の要請、相互連絡に関する事</li> <li>5 道路の通行止め及び制限に関する事</li> <li>6 雪堆積場に係る雪搬入の調整に関する事</li> <li>7 通行禁止区間の除雪等応急対応に関する事</li> <li>8 情報収集担当への除雪情報の提供に関する事</li> </ol>
情報収集	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 パトロールによる吹溜り及び狭隘道路等の路線状況収集に関する事</li> <li>2 除雪対策担当からの除雪情報収集及び相互連絡に関する事               <ul style="list-style-type: none"> <li>除雪工種の各進捗状況</li> <li>緊急除雪優先道路の出動状況</li> <li>緊急除雪優先道路の除雪作業進捗状況</li> <li>除雪作業不能路線状況</li> </ul> </li> <li>3 総合調整担当との相互連絡に関する事</li> <li>4 道路状況についての電話照会に対する応答に関する事</li> </ol>

## 除雪レベル における業務編成表

業務区分	担当責任者	業務内容
豪雪災害対策 自治区本部長	副市長	本部を統括し指揮監督する。
自治区副本部長	総合支所長	本部長を補佐し除雪計画の立案、各担当の指揮統率を行なう。
総務	総務課長	対策本部の事務を総括し、対策本部会議の招集、非常配備体制、住民対策にかかる関係課との相互連絡などの調整を行なう。
庶務		各種統計・記録庶務を行なう。
広報		広報宣伝・住民啓蒙及び交通機関・消防・警察等関係機関への連絡。
除雪統括	建設課長	現場の指揮統括及び除雪レベルにおける出動決定。
直営除雪	建設課長 補佐	車道、歩道の除雪指示。
委託除雪		車道、歩道の除雪指示、出来高検査。
排雪		排雪計画、現場監督、検査。
指導		通行止め協議、関係機関連絡。
堆雪場		雪堆積場許可申請、現場監督。
緊急出動	建設課長	雪害等により非常事態が生じた場合の出動物損事故等への市としての対応。
情報収集		除雪の進捗状況把握。 各地域との相互連絡
電話対応	<b>本部指示</b>	市民相談、要望等電話対応整理。

## 第5章 車両配備計画

### 稼動除雪車両数（常備）

	種 類	台数	規 格	主な除雪地域
市有除雪車両	除雪トラック	1	7t 4x4 一文字	留辺蘂地区郊外の丸山・瑞穂・花園
	除雪トラック	1	10t 6x6 A G	留辺蘂地区郊外の川北・滝の湯・厚和
	除雪グレーダ	1	3.7m級	留辺蘂市街地区の中心部
	除雪ドーザ	1	アングリング・汎用	留辺蘂市街地区の中心部
委託除雪車両	除雪トラック	1	7t 一文字	留辺蘂自治区内で直営車両路線を除く路線
	除雪トラック専用車	2	7t A G	
	除雪ドーザ	2	0.8m <sup>3</sup>	
	〃	5	1.3m <sup>3</sup>	
	〃	1	1.7m <sup>3</sup>	
	〃	3	2.1m <sup>3</sup>	
	〃	2	2.3m <sup>3</sup>	
	〃	1	3.4m <sup>3</sup>	
	〃	1	4.0m <sup>3</sup>	
	除雪ロータリー	2	250PS 350PS	排雪作業等に使用
〃	1	80PS	歩道除雪	
委託車両（排雪等）	排雪用ダンプトラック	9	10t 差枠付	排雪作業に使用する
	排雪用ダンプトラック	1	4t 差枠付	排雪作業に使用する
	ブルドーザ	2	21t	雪堆積場整地用 2箇所

## 第6章 除雪延長

### 除雪延長

（単位：km）

	市道の実延長		除雪状況内訳		除雪区分内訳	
	路線数	実延長	路線数	実延長	直営延長	委託延長
車道	305	317	232	165	58	107
歩道	127	74	90	53	0	53



消雪及び凍結防止路線延長

(単位：k m)

	実施延長		消雪路線延長		凍結防止路線延長	
	路線数	実延長	路線数	除雪延長	路線数	散布延長
車道	108	18.06	3	0.06	105	18
歩道	1	0.02	1	0.02	0	0

## 第7章 除雪情報の伝達

### 1. 連絡体制

降雪状況及び除雪状況等の報告は、各体制において必要の都度行なうこととする。

#### (1) 注意体制時(除雪レベル )

降雪量及び風雪による吹溜りなど車両係はパトロールにより把握し、建設課長あるいは建設課長補佐との連絡を密にする。

#### (2) 警戒体制時(除雪レベル )

建設課長は「除雪レベル の連絡系統図」に基づき、総務課長及び構成員に速やかに連絡するものとする。

また、その後に予想される緊急除雪体制への準備として相互の連絡を密にするものとし、除雪パトロールを踏まえその状況を建設課長に報告する。

#### (3) 緊急除雪体制時(除雪レベル )

建設課長は、雪害が発生するおそれがある場合においては、速やかにその状況を総務課長に連絡するものとする。

総務課長は、状況を把握し庁内各部署と連携し対応を協議する。

#### (4) 留辺蘂自治区豪雪災害対策本部が設置された場合の情報伝達

北見市地域防災計画により、総務課長を情報収集の責任者として気象情報を把握するとともに、建設課長を連絡員として対策本部との情報収集及び伝達を行なうものとする。

### 2. 連絡方法

電話及びF A X等により迅速に行なうものとする。

### 3. 広報活動

市広報により啓蒙を行なうほか、マスコミへの情報提供、レベル 及びレベル では電話による問合せに24時間対応する。

## 第8章 除雪のレベル基準以外の出動体制

- 1 暖気、降雪などにより、轍による路面状況が悪い場合。
- 2 特別な事情が発生し、自治連合会等から除雪要請があった場合。
- 3 その他特別な事情が発生した場合。
- 4 公共施設にかかる除雪については道路除雪終了後におこなう。
- 5 排雪作業にかかる出動は、市街地において除雪及び降雪による堆雪が通行に支障をきたすおそれがある場合に行なう。排雪作業はレベル 及び の場合で作業は業者委託により行なう。

## 第9章 除雪路線図

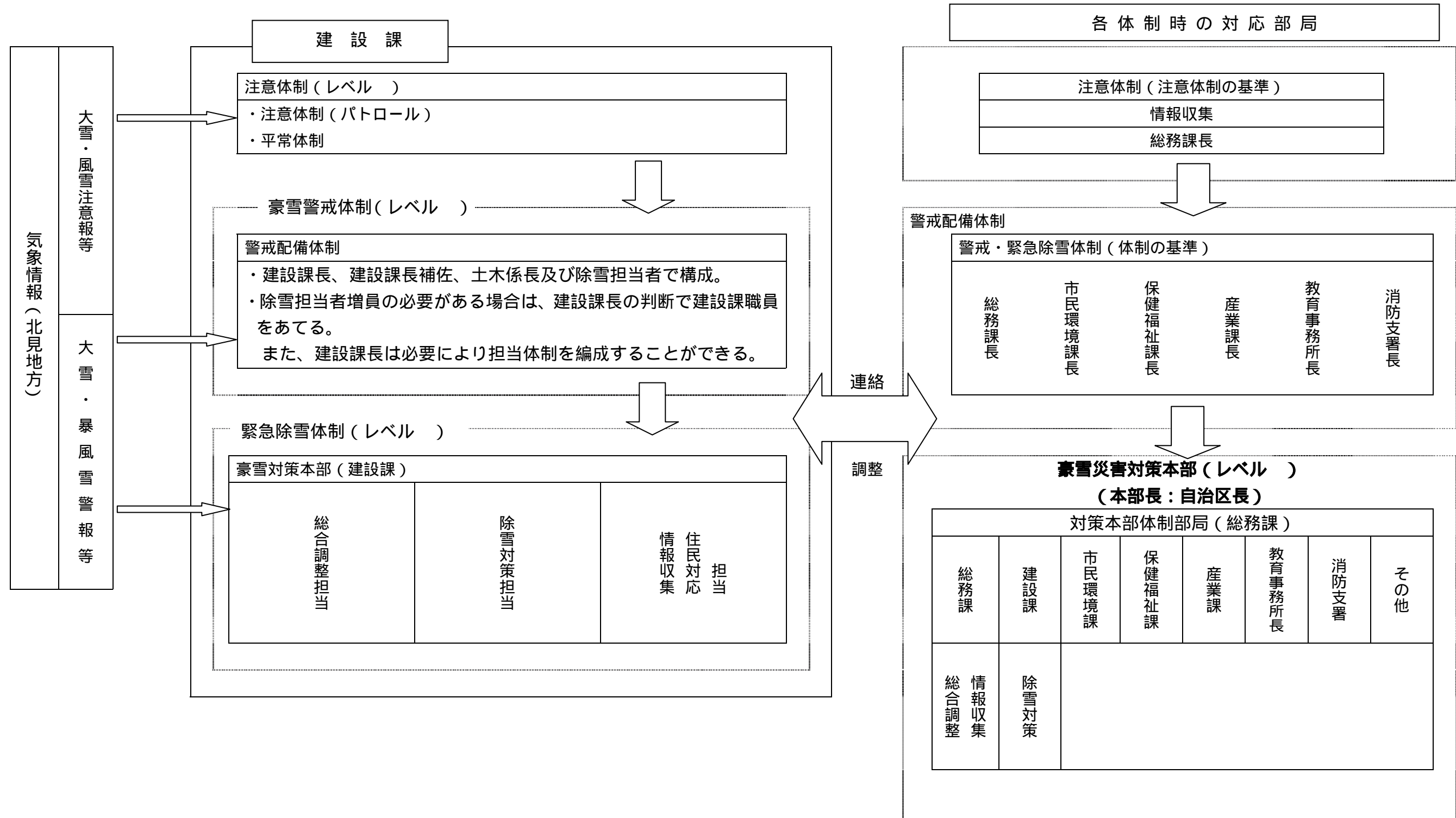
### 別紙

- ・ 留辺蘂市街
- ・ 温根湯市街
- ・ 郊外その1
- ・ 郊外その2

第4章 体制の基準

除雪レベル	体制	業務	対応組織	除雪基準	活動内容	防災計画による配備体制
レベル	注意体制	通常業務	建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>北見地方に大雪注意報または、風雪注意報が発表されパトロールの結果積雪15cm以上で降雪により車両等通行に支障があると予想される場合</li> <li>概ね6時間以内で除雪が完了と見込まれる場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>気象情報の把握</li> <li>道路交通情報の把握</li> <li>積雪、降雪情報の収集</li> <li>関係課との相互連携</li> </ol>	注意体制
レベル	警戒体制	警戒配備	総合支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>北見地方に大雪警報または、暴風雪注意報が発表され、パトロールの結果、積雪30cm以上の降雪があり、相当な積雪となると予想される場合</li> <li>急激な降雪があり、相当な積雪となると予想される場合</li> <li>小中学校の休校、保育所(園)の休所(園)、スクールバスの運休を検討しなければならぬ状況が想定される場合</li> <li>概ね1日以内で除雪が完了と見込まれる場合</li> </ol>	注意体制の活動内容の他 <ol style="list-style-type: none"> <li>除雪状況に関する情報提供</li> <li>関係機関との連絡調整</li> <li>各部局における応急対策</li> <li>緊急除雪体制への移行判断</li> <li>豪雪対策本部設置準備</li> </ol>	第1非常配備
レベル	緊急除雪体制	豪雪対策本部	留辺蘂自治区	緊急除雪体制により、下記に該当し留辺蘂総合支所長が必要であると認めた場合豪雪対策本部を設置する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>積雪量が40cm以上の降雪で暴風雪(警報発令)が予測される場合</li> <li>前日から小中学校の休校、保育所(園)の休所(園)、スクールバスの運休を決定する状況となった場合</li> <li>地吹雪あるいは強い降雪により、除雪作業ができない状態となり、これが相当時間続くと見込まれる場合</li> <li>積雪により通行止めが発生した場合</li> <li>概ね2日以内で除雪が完了と見込まれる場合</li> </ol>	豪雪警戒体制の活動内容の他 <ol style="list-style-type: none"> <li>豪雪対策本部の設置</li> <li>緊急除雪優先路線の交通確保</li> <li>各部局における雪害応急対策</li> <li>報道機関への連絡</li> <li>豪雪対策本部から豪雪災害対策本部への移行準備</li> <li>マイカー利用自粛の協力要請</li> <li>外出自粛などの協力要請</li> </ol>	第2非常配備
レベル		豪雪災害対策本部	北見市	北見市地域防災計画の災害対策本部設置基準により、下記に該当し、市長が必要であると認めた場合に留辺蘂自治区豪雪災害対策本部を設置する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>北見地方に大雪警報または暴風雪警報が発表され、積雪量が70cm以上見込まれる大規模な雪害(豪雪)の発生するおそれがあり、その対策が必要なとき</li> <li>災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、地吹雪あるいは強い降雪により除雪作業ができない状態が2日以上を要する場合で、広域的に住民の救助を要する場合</li> <li>除雪に2日以上見込まれる場合</li> </ol>	豪雪対策本部の活動内容の他 <ol style="list-style-type: none"> <li>豪雪災害対策本部の設置</li> <li>自衛隊の支援要請</li> <li>他市町村行政支援要請</li> <li>緊急除排雪優先道路の除雪</li> <li>全市あげての災害復旧活動の実施</li> </ol>	第3非常配備

# 除雪体制フロー図



## 第4章 庁舎等関係編（総務課）

### 1 各施設の閉館判断と利用者等への連絡体制

#### (1) 対象施設

名 称	所 在 地	連 絡 先	施設責任者
留辺蘂総合支所庁舎	留辺蘂町上町61番地	42 - 2421 (総務課)	総務課長 (42-2421)
留辺蘂防災備蓄倉庫	留辺蘂町旭北41番地9		
温根湯防災備蓄倉庫	留辺蘂町温根湯温泉409番地2		

上記の施設においては、災害対策本部等が設置された場合は優先的に利用できる状況とする。

### 2 利用者等の安全確保

施設責任者は各施設の管理者等の協力のもと、各施設の点検を行うとともに、被害状況の確認を行う。

### 3 除雪体制

施設責任者は、被害の状況により、建設課への依頼を含めた具体的な除雪方法について決定する。また、災害時に対応するため優先的に除雪を行うこととする。

### 4 各施設の点検と被害状況の確認

#### (1) 調査体制

施設責任者は施設管理者等の協力のもと、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。

被害及び異常を発見した場合には、施設責任者を通じ総務課長に報告し、北見市地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

#### (2) 調査事項及びその内容

調 査 事 項	内 容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内道路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の積雪状況、敷地内道路に近隣する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周辺に積雪はないか。
危険物施設周辺	燃料注入口周辺、タンク周囲の積雪及び消火器具周囲に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

## 5 問い合わせ及び相談等への対応

### (1) 対応体制

施設利用等に関する問い合わせ及び相談等は、総務課において対応する。

### (2) 対応方法

問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、自治区本部長に報告し、協議のうえ施設責任者が現場対応する。

## 第5章 コミュニティ関係編（市民環境課・温根湯温泉支所）

### 1 各施設の閉館判断と利用者等への連絡体制

#### (1) 対象施設

名称	所在地	連絡先	施設責任者
町民会館	留辺蘂町旭中央24番地3	42 4108	市民環境課長 (42-2424)
西区住民センター	留辺蘂町旭1区171番地3	42 4246	
はあとふるプラザ	留辺蘂町東町84番地1	42 2200	
温根湯温泉福祉センター	留辺蘂町温根湯温泉111番地2	45 2158	温根湯温泉支所長 (45-2158)
温根湯温泉スポーツセンター	留辺蘂町温根湯温泉1番地3	45 2255	
大和ノーマルセンター	留辺蘂町大和355番地2	45 2840	

上記施設は、避難所に指定

#### (2) 各施設の閉館判断

施設責任者は、各施設の管理人等と次の事項を確認し、協議のうえ閉館の判断を行う。

各施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。

利用者及び利用予定者等を抽出し、閉館措置を連絡できる体制を確保する。

前記 から を総合的に判断し、閉館の判断を行う。

#### (3) 各施設の閉館後の開館判断

施設責任者は、各施設の管理人等と次の事項を確認し、協議のうえ開館の判断を行う。

各施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。

利用者及び利用予定者等を抽出し、開館措置を連絡できる体制を確保する。

前記 から を総合的に判断し、開館の判断を行う。

#### (4) 利用者及び利用予定者等への連絡体制

口頭による連絡

開館時間帯において閉館の判断をした場合は、既に使用している利用者には、口頭でその旨を説明する。

電話による連絡

利用予約等で施設の利用が判明している利用者等には、閉館の判断後速やかに電話にてその旨を連絡する。

## 2 利用者等の安全確保

施設責任者は各施設の管理者等の協力のもと、各施設の点検を行うとともに、被害状況の確認を行う。

## 3 除雪体制

施設責任者は、被害の状況により、建設課への依頼を含めた具体的な除雪方法について決定する。

## 4 各施設の点検と被害状況の確認

### (1) 調査体制

施設責任者は施設管理者等の協力のもと、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。

被害及び異常を発見した場合には、施設責任者を通じ総務課長に報告し、北見市地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

### (2) 調査事項及びその内容

調査事項	内容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内道路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の積雪状況、敷地内道路に近隣する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周辺に積雪はないか。
危険物施設周辺	燃料注入口周辺、タンク周辺の積雪及び消火器具周囲に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

## 5 問い合わせ及び相談等への対応

### (1) 対応体制

施設利用等に関する問い合わせ及び相談等は、市民環境課及び温根湯温泉支所において対応する。

### (2) 対応方法

問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、自治区本部長に報告し、協議のうえ施設責任者が現場対応する。



## 第6章 上下水道関係編（建設課）

### 第1 施設の点検と被害状況の確認

#### 1 調査体制

施設を管理している責任者は、豪雪による施設の異常を点検し、被害及び異常の有無を確認すること。被害及び異常があった場合には、情報の連絡責任者（建設課長）に報告し、情報連絡責任者は地域防災計画の被害状況等の調査の収集及び伝達の規定による伝達を行うこと。

#### 2 調査事項及びその内容

##### (1) 水道施設

##### イ 金華・温根湯温泉・滝湯及び瑞穂浄水場

調査事項	内容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか、受けるおそれはないか。
灯油タンク設備周辺	燃料漏れはないか、配管等点検すべき設備周辺に降雪による影響はないか。
敷地内通路	建物避難口から屋外に至る出口付近に、屋根からの落雪及び倒木による、障害又は、恐れはないか。
電気・通信施設	落雪及び倒木により電気、N T T通信施設等が被害を受けていないか、受ける恐れがないか。
その他	薬品、燃料等の残量確認

##### ロ 配水池

調査事項	内容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか、受けるおそれはないか。
管理用通路	幹線より施設までの道路状況確認及び管理用通路の除雪確保
電気・通信施設	落雪及び倒木により電気、N T T通信施設等が被害を受けていないか、受ける恐れがないか。

##### ハ 流量計室

調査事項	内容
流量計室	雪の重みや落雪により、テレメーター・配線等の関連機器が被害を受けていないか、受けるおそれはないか。
流量計室の出入口周辺	点検時等、入室のため出入口の確保ができていないか。

(2) 下水道施設

イ 管渠施設（マンホールポンプ施設）

調査事項	内容
建物	制御盤までの通路が確保されているか。
電気・通信施設	電気・通信施設等が被害を受けていないか、受ける恐れがないか。

ロ 処理場施設

・ 下水道管理センター

調査事項	内容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内通路	場内通路、施設見回り通路の除雪状況、建物避難口及び通路の除雪状況
自家発電機、燃焼機器の給排気筒周辺	給排気筒に障害の恐れはないか。
危険施設周辺	燃料及び薬品の注入口、燃料タンク周辺の降雪及び消火器具周辺の降雪による影響はないか。
その他	薬品、燃料等の残量確認

3 各施設への幹線道路除雪状況確認

浄水場、下水道管理センターを管理している責任者は、各施設までの幹線道路の除雪が確保されているかを確認し、情報連絡責任者へ報告すること。

## 第2 施設内業務及び作業従事者及びお客様への周知

- 1 施設の責任者は、現に施設内に業務及び作業従事者がいる場合には、降雪予想等の気象情報を必要に応じて知らせる。
- 2 施設の安全確認の結果、敷地内に危険箇所がある場合には、立入禁止などの安全対策を行う。

## 第7章 環境衛生編（市民環境課）

### 第1 ごみ収集

#### 1 職員対応体制

担当区分	業務内容
市民環境課長	・情報収集 ・他課との調整 ・本部長への報告 ・委託業者への指示 ・事業系ごみ収集運搬処理に関する指導
環境衛生担当	・情報収集 ・委託業者との連絡 ・関係機関への周知 ・住民相談、要望等電話対応整理
市民環境課職員	・住民相談、要望等電話対応整理

#### 2 情報の把握

- (1) 生活道路の除雪状況を建設課等から把握するとともに収集状況については委託した業者と連携を密にして収集に支障があるか否か情報把握に努め収集の中止及び再開の判断資料とする。

幹線道路の除雪進捗状況及び除雪完了の見通し  
生活道路の除雪進捗状況及び除雪完了の見通し  
ごみステーションの周辺道路の通行不能状況  
ごみステーションの定期的な巡回により降雪及び積雪による影響  
今後の天気予想

#### 3 ごみ収集の中止及び再開

##### (1) 収集業務の継続

除雪レベル1、2の注意・警戒体制が引かれた時は、建設課、委託した業者から情報収集を行い運行の安全を確認し収集業務を継続するか内部協議を行う。

（レベル1、2、3では、豪雪災害対策本部は設置されていない。）

##### (2) 中止の判断

市民環境課長は、除雪状況及び風雪による運行の安全が保持できないと判断した場合、豪雪災害対策自治区本部長（以下「自治区本部長」という。）に報告する。（豪雪災害対策本部が設置されていない場合は総合支所長とする）

自治区本部長は中止の判断をした場合には、市民環境課長を介して直ちに収集委託業者に収集中止の指示をする。

収集中止の判断基準は次のとおりとする。

降雪及び積雪状況により収集運搬の安全確認ができないとき。  
主要幹線道路及び生活道路等の通行が不可能な状況のとき。

### (3) 中止後の再開判断

市民環境課長は、除雪状況及び除雪の見通し状況等の情報を確認し風雪による運転の安全等の問題が解消された場合は自治区本部長に報告する。

自治区本部長が再開の判断をした場合には直ちに市民環境課長を介して収集委託業務に収集再開の指示をする。

収集再開の判断基準は次にとおりとする。

主要幹線及び生活道路等に除雪が完了し通行が可能となったとき。

除雪後、パトロールにより状況確認をし、安全確保ができたとき。

停車スペースがあり、収集が可能な状況のとき。

### (4) ごみ収集日

風雪により収集回数に変更が生じるが、収集日の変更は行わない。

### (5) 除雪に関する依頼

花園堆肥センター、廃棄物最終処分場及びリサイクルセンターへの道路の確保について、建設課に依頼する。

### (6) 未除雪時の対応

ごみステーションの除雪は利用者が行う。収集再開時にごみステーションの除雪がされていない場合は収集を行わない。

## 4 住民への周知方法

除雪レベルに応じて、次のとおり周知を図る。

### (1) 報道機関を通じた住民への周知

### (2) 市ホームページによる周知

収集途中での中止は緊急による中止のため自治会等へ連絡しても周知に時間がかかり、実際には住民への周知は難しい(電話等による連絡体制が確立されていない)。また、吹雪時及び除雪等がされない状況ではステーションへごみを排出に行く可能性は極めて少ない。以上の理由により自治会等を通じた住民への周知活動は行わないこととする。

## 5 苦情、問い合わせに関する体制

### (1) 収集中止及び再開の情報伝達

環境衛生担当は収集の中止及び再開などの情報を庁内メール等を利用して職員情報の共有化を図る。

### (2) 対応の方法

収集状況等に関する問い合わせ等は、市民環境課を窓口として電話対応等に当たる。また、要望、問い合わせの内容で緊急性の高い事象については、自治区本部長に報告し、協議を行い市民環境課長が現場対応する。

## 第2 各施設の対応

### 1 各施設の状況把握と利用者等への連絡体制

#### 対象施設

名 称	所 在 地	連 絡 先	施設責任者
富岡最終処分場	留辺薬町富岡177番地1	67 - 2181	市民環境課長 (42-2424)
リサイクルセンター	留辺薬町旭中央32番地1	42 - 3699	
葬斎場	留辺薬町旭公園74番地5	42 - 5138	
花園堆肥センター	留辺薬町花園387番地2	42 - 2424	

### 2 除雪体制

施設責任者は、被害の状況により施設管理者等と協議し、建設課への依頼を含めた具体的な除雪方法について決定する。

### 3 各施設の点検と被害状況の確認

#### (1) 調査体制

施設責任者は施設管理者等の協力のもと、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。

被害及び異常を発見した場合には、施設責任者を通じ総務課長に報告し、北見市地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

#### (2) 調査事項及びその内容

調 査 事 項	内 容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内道路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の積雪状況、敷地内道路に近隣する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周辺に積雪はないか。
危険物施設周辺	燃料注入口周辺、タンク周辺の積雪及び消火器具周囲に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

### 4 問い合わせ及び相談等への対応

#### (1) 対応体制

施設利用等に関する問い合わせ及び相談等は、市民環境課において対応する。

#### (2) 対応方法

問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、自治区本部長に報告し、協議のうえ施設責任者が現場対応する。

## 第 8 章 保健福祉関係編（保健福祉課・老人ホーム・保育課）

### 第 1 各種保健福祉サービス等の対応

#### 1 サービス等休止の判断

##### (1) 対象サービス等

休止の判断の対象となるサービス等は、直営・委託にかかわらず、市が事業主体となっている次のサービス等とする。

北見市生活管理指導員派遣事業実施要綱に基づく、生活管理指導員派遣サービス。

北見市留辺蘂ふれあいセンター条例に基づく、生きがい活動支援通所サービス。

北見市留辺蘂自治区生きがい活動支援通所事業実施要綱に基づく、生きがい活動支援通所サービス。

北見市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に基づく、生活管理指導短期宿泊サービス。

北見市留辺蘂自治区軽度生活援助事業・外出支援サービス事業実施要綱に基づく、外出支援サービス。

北見市留辺蘂自治区寝たきり高齢者入浴サービス事業実施要綱に基づく、介護入浴サービス。

留辺蘂自治区福祉バス運転要綱に基づく、福祉バスの運行。

##### (2) 休止の判断

サービス等休止の判断は、次のとおりとする。

除雪レベル 1 及び 2 の場合にあっては、降雪・積雪・道路の除雪実施状況及び委託事業者から情報収集を行い、これらを総合的に分析し、休止の判断を行う。休止後の再開判断も同様とする。

除雪レベル 3 及び 4 の場合にあっては、安全が確保されることが明らかな場合を除き、原則としてサービスを休止する。休止後の再開については、(2)の と同様に判断する。

### 第 2 災害弱者等への対応

#### 1 災害弱者等の定義及び対応の基本方針

施設責任者は各施設の管理者等の協力のもと、各施設の点検を行うとともに、被害状況の確認を行う。

##### (1) 定義

災害弱者等とは、次に掲げる者をいう。

北見市留辺蘂自治区緊急通報システム設置要綱に基づく、緊急通報システムを設置している世帯。

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯の内、災害時要援護者台帳に登録している

者及びおおむね70歳以上の高齢者のみの世帯。

ひとり暮らし障がい者世帯及び障がい者のみの世帯。

人工透析等を必要とし在宅療養する者が同居する世帯。

出産月に該当する者が同居する世帯。

## (2) 対応の基本方針

災害弱者等への対応については、次のとおりとする。ただし、除雪レベル基準にかかわらず、緊急の対応を要する場合については、この限りでない。

除雪レベル1及び2の場合にあっては、災害弱者等からの問い合わせと相談への対応とする。

除雪レベル3及び4の場合にあっては、安否確認及び必要とする除雪の実施、その他の支援を行うものとする。

## 2 安否確認

### (1) 確認体制

保健福祉課長は、課内職員に災害弱者等への安否確認の指示を行う。

社会福祉担当係長は、安否確認作業の課内調整及び集約を行う。

安否確認の対象となる災害弱者等の台帳は、社会福祉担当係長において作成し緊急時に対応できるよう整理をしておく。なお、安否確認にあたっては、北見地区消防組合消防署留辺蘂支署、北見社会福祉協議会、自治会等との連携を行い、その時点における最新の情報を速やかに収集のうえ対象者の再確認を行うとともに、台帳の調製を行う。

### (2) 確認方法

安否確認の方法は電話連絡により実施するものとし、必要に応じて1日数回確認を行う。

電話連絡が見つからない場合には、身内や隣人等に所在の確認を行い、なお確認不能の場合には、対象者宅へ2人以上で出向き確認を行うこととする。

### (3) 確認内容

ストーブの煙突や排気口の状況を確認する。特にFF式ストーブの排気口が雪で埋まったり、塞がれていないかどうかを確認する。

人工透析や投薬など、生命に関わる通院に支障がないかどうかを確認する。

- ・ 人工透析を行う日時及び日時の変更が可能かどうか。
- ・ 薬を飲まなくては生命に危機を及ぼすのかどうか。薬の残量。

電気、ガス、水道の状況及び食糧、暖房用燃料の残量に支障がないかどうかを確認する。

- ・ 電気、ガス、水道が使用できるかどうか。
- ・ 主食となる食糧があるかどうか。食糧の残量。
- ・ 灯油等の残量。

妊婦においては、出産徴候時の対応に支障がないかどうか確認する。

### 3 除雪支援及びその他の支援

災害弱者等への安否確認及び問い合わせや相談のあった内容に応じ、生命に関わる緊急の対応を要する場合には、除雪支援及びその他の支援を行うものとする。なお、支援を行う場合は、2人以上で実施するものとする。

#### (1) 除雪支援

除雪レベル3の場合には、原則として保健福祉課で除雪支援を行うこととし、人員が不足するときには他課の応援を求めるものとする。

除雪レベル4の場合には、除雪支援を要する対象者及び必要人員等を留辺薬町豪雪災害対策本部に情報を伝達し、全庁的な体制で実施するものとする。

除雪支援の内容は、FF式ストーブの排気口の確保、緊急避難のための玄関先の除雪、その他必要とする内容に応じて実施する。

#### (2) その他の支援（除雪レベル3以上）

##### 人工透析患者等の搬送

- ・ 人工透析患者が透析のため、タクシーなどの交通機関を利用または親族で対応することができない場合で、透析を行う日時の変更ができないなど緊急性のある場合には、除雪体制の確保後、本人の要請に基づき保健福祉課職員が医療機関への搬送を行う。
- ・ 保健福祉課による対応が困難な場合は、緊急要請（119番通報）することを助言、指示する。
- ・ 妊婦及び定期的に通院している者及び急に体調不良となった者に対しては、人工透析患者に準じた対応を行うものとする。

##### 薬の搬送

- ・ 薬を飲まなくては生命に危機を及ぼす者で既に薬がなく、かつ、タクシーなどの交通機関を利用または親族で対応することができない場合は、本人からの要請に基づき保健福祉課職員が薬の搬送を行う。
- ・ 薬の搬送にあたっては、本人から医療機関に対し、保健福祉課職員が薬を代理受領することを伝えてもらったうえで搬送するものとする。
- ・ 本人が介護保険の訪問介護サービスを利用している場合には、必要に応じホームヘルパーの協力を求めるものとする。

##### 食糧の搬送

- ・ 既に食糧がなく業者の配達ができない場合で、かつ、タクシーなどの交通機関を利用または親族で対応することができない場合は、本人からの要請に基づき保健福祉課職員が食糧の搬送を行う。
- ・ 本人がホームヘルパーサービスを利用している場合には、必要に応じホームヘルパーの協力を求めるものとする。



#### 灯油の搬送

- ・ 既に灯油がなく業者の配達ができない場合で、かつ、タクシーなどの交通機関を利用または親族で対応することができない場合は、本人からの要請に基づき保健福祉課職員が灯油の搬送を行う。

#### 4 問い合わせ・相談への対応

- (1) 電話による問い合わせがあった場合は、電話を受けた者が相談内容を確認し、他課へつなく必要があるときは、担当課から再度相談相手につかけ直すこととする。
- (2) 問い合わせの内容が保健福祉課の所管であった場合は、次の事項を確認する。  
〔確認事項：氏名、住所、電話番号、世帯の状況、近隣に身内の有無〕
- (3) 相談相手に対しては、最優先する支援内容を理解してもらい、訪問などに時間がかかる場合には、できる限り一定程度の訪問可能日時を伝える。
- (4) 家の除雪相談の場合は、ストーブの種類を確認するとともに、FF式ストーブで排気口が雪で埋まっているときは、一時ストーブの電源を切ることを助言する。
- (5) 問い合わせに対応するため、道路の除雪実施状況については、逐次情報を収集しておく。

### 第3 保健福祉施設の対応

#### 1 対象施設

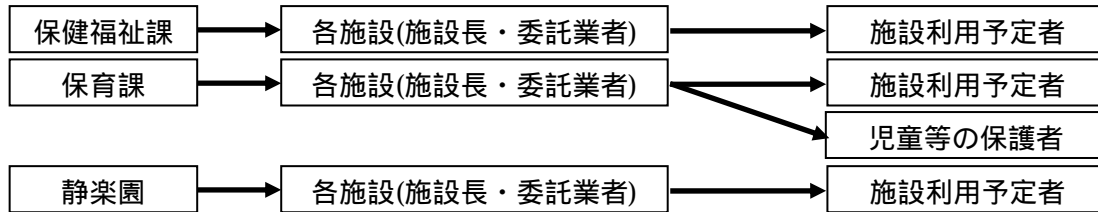
名 称	所 在 地	連絡先	施設責任者
ことぶき会館	留辺蘂町宮下町114番地2	42-2097	保健福祉課長 (42-2425)
高砂会館	留辺蘂町温根湯温泉285番地	45-2436	
大和保育所	留辺蘂町大和355番地2	45-2840	保育課主幹 (42-2565)
温根湯温泉保育園	留辺蘂町温根湯温泉106番地	45-2208	
あさひ保育園	留辺蘂町旭3区197番地106	42-2196	
さかえ保育園	留辺蘂町旭北41番地13	42-2565	
養護老人ホーム静楽園	留辺蘂町栄町127番地2	42-2781	静楽園園長 (42-2781)
ふれあいセンター	留辺蘂町栄町127番地2	42-5755	

#### 2 施設の閉館判断

- (1) 降雪及び積雪による影響。
- (2) 駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の状況。
- (3) 除雪レベルと主要道路等の除雪実施状況。  
(1)から(3)を総合的に分析し、閉館の判断を行う。閉館後の開館判断も同様とする。

#### 3 利用者等への連絡体制

- (1) 利用を予定している者へは、閉館の判断後速やかに電話にてその旨を連絡する。  
保育園(所)については、緊急連絡網により閉館後速やかに保護者へその旨を連絡する。



(2) 開館時間帯に閉館の判断をした場合は、既に使用している利用者等に口頭でその旨を通知する。退館者には除雪レベルに基づく主要道路等の除雪状況を知らせ、交通の安全確保に努める。

#### 4 除雪体制

- (1) 除雪レベル1及び2の場合、通常勤務の職員及び委託業者が各施設周りの除雪を行う。また、駐車場等の状況に応じて建設課へ除雪の依頼をする。
- (2) 除雪レベル3及び4の場合、通常勤務の職員及び委託業者で各施設の入口付近の除雪を行う。また、駐車場等については、対策本部と協議のうえ除雪の方法等について決定する。

#### 5 問い合わせ及び相談等への対応

- (1) 施設利用等に関する問い合わせ及び相談等は、保健福祉課及び各施設において対応する。また、各施設の閉館及び閉館に伴う開館などにおける各施設の方針及び施設全体の情報については、一元的に保健福祉課長が集約する。
- (2) 保健福祉課長、保育課主幹及び静楽園園長が集約した情報は、施設責任者に伝達し、課内情報の共有化を図る。また、問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、各所属長を中心に課内で協議し対応する。

#### 6 各施設の点検と被害状況の確認

- (1) 施設責任者は、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。被害及び異常を発見した場合には、災害対策本部に報告し、北見市地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

#### (2) 調査事項及びその内容

調査事項	内 容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内通路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の降雪状況、敷地内通路に近接する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周囲に積雪がないか。
危険物施設周辺	燃料注入口周囲、タンク周囲の降雪及び消火器具周囲に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

## 第9章 農林商工観光編（産業課）

### 第1 農林編

#### 1 被害調査体制

産業課は、大雪及び暴風雪により、農林業被害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、その災害状況を掌握するために、農業被害については、JAきたみらい留辺蘂支所・温根湯支所（以下「JA」という。）の協力のもとに被害調査を行う。また林業被害については、調査が可能となった時点において、北見広域森林組合の協力のもと、被害状況について調査を行う。

また、農林被害の状況については、地域防災計画に基づき災害対策本部に報告するものとする。

#### 2 被害調査事項及びその内容

##### (1) 市内の農林業の被害状況

農業被害については、JAと共に北海道農業被害報告要領の報告様式に沿った調査を行うものとし、また、林業被害については、北見広域森林組合と共に道への報告様式に合わせた調査を行うものとする。

##### (2) 所管する施設の被害状況

対象施設及び確認体制等は以下のとおりとする。

#### 3 集乳道路等の確保

(1) JA等から集乳道路等の確保の要請があった場合は、関係機関と協議しその確保に努めるものとする。

#### 4 所管する施設の閉館判断と利用者等への連絡体制

##### (1) 対象施設

名 称	所 在 地	連 絡 先	施設責任者
瑞穂農村環境改善センター	留辺蘂町瑞穂163番地2	44 - 2015	産 業 課 長 (42-2430)
農村公園 まきばの家	留辺蘂町花園376番地1	44 - 2130	
創造の森 管理棟	留辺蘂町滝の湯233番地1	42 - 2430	

創造の森 管理棟施設については、冬期間（11月から3月）は閉鎖をしているため、災害の状況により、調査が可能となった時点において、施設の被害の有無を確認する。

上記施設のうち は、避難所に指定

##### (2) 施設の閉館判断

施設責任者は、次の事項を確認し、担当係と協議のうえ閉館の判断を行う。

施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。

利用者及び利用予定者等を抽出し、閉館措置を連絡できる体制を確保する。

前記 から を総合的に判断し、閉館の判断を行う。

(3) 施設の閉館後の開館判断

施設責任者は、次の事項を確認し、係と協議のうえ開館の判断を行う。

施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。

利用者及び利用予定者等を抽出し、開館措置を連絡できる体制を確保する。

前記 から を総合的に判断し、開館の判断を行う。

(4) 利用者及び利用予定者等への連絡体制

口頭による連絡

開館時間帯において閉館の判断をした場合は、既に使用している利用者に、口頭でその旨を説明する。

電話による連絡

利用予約等で施設の利用が判明している利用者等には、閉館の判断後速やかに電話にてその旨を連絡する。

(5) 利用者等の安全確保

施設利用者は担当係と協力のもと、各施設の点検を行うとともに、被害状況の確認を行う。

(6) 除雪体制

被害の状況により施設責任者は、建設課への依頼を含めた具体的な除雪方法について決定する。

(7) 施設の点検と被害状況の確認

調査体制

施設責任者は担当係の協力のもと、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。

被害及び異常を発見した場合には、施設責任者を通じ総務課長に報告し、地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

調査事項及びその内容

調査事項	内容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内道路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の積雪状況、敷地内道路に近隣する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周囲に積雪がないか。
危険物施設周辺	燃料注入口周囲、プロパンガス、灯油タンク等に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

(2) 対応方法

問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、本部長に報告し、協議のうえ産業課長が現場対応する。

## 第2 商工編

### 1 被害調査体制

産業課は、大雪及び暴風雪により、商工被害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、その災害状況を把握するために、商工被害については、留辺蘂商工会議所（以下「商工会議所」という。）の協力のもとに被害調査を行う。

また、商工被害の状況については、地域防災計画に基づき災害対策本部に報告するものとする。

### 2 被害調査事項及びその内容

#### (1) 市内の商工業の被害状況

調査区分は次のとおりとする。（道への報告にも対応）

被害のあった商工業者名

業務区分            商業   工業   その他

主な被害区分       建物   設備   商品   その他

復旧状況区分       不明   復旧中   復旧済

被害額

## 第3 観光編

### 1 各施設の閉館判断と利用者等への連絡体制

#### (1) 対象施設

名 称	所 在 地	連 絡 先	施設責任者
クリーンプラザおんねゆ	留辺蘂町松山1番地4	45 - 3344	産業課長 (42-2430) (指定管理者)
果夢林の館(タワー含む)	留辺蘂町松山1番地4	45 - 3373	
山の水族館	留辺蘂町温根湯温泉111番地2	45 - 2223	
おんねゆ温泉農業交流センター(花えーる)	留辺蘂町花丘29番地2	45 - 2955	

上記施設のうち は、避難所に指定

#### (2) 各施設の閉館判断

施設責任者は、各施設の管理人等と次の事項を確認し、協議のうえ閉館の判断を行う。

各施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。

利用者及び利用予定者等を抽出し、閉館措置を連絡できる体制を確保する。

前記 から を総合的に判断し、閉館の判断を行う。

#### (3) 各施設の閉館後の開館判断

施設責任者は、各施設の管理人等と次の事項を確認し、協議のうえ開館の判断を行う。

各施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。

利用者及び利用予定者等を抽出し、開館措置を連絡できる体制を確保する。

前記 から を総合的に判断し、開館の判断を行う。

#### (4) 利用者及び利用予定者等への連絡体制

口頭による連絡

開館時間帯において閉館の判断をした場合は、既に使用している利用者に、口頭でその旨を説明する。

電話による連絡

利用予約等で施設の利用が判明している利用者等には、閉館の判断後速やかに電話にてその旨を連絡する。

### 2 利用者等の安全確保

施設責任者は各施設の管理者等の協力のもと、各施設の点検を行うとともに、被害状況の確認を行う。

### 3 除雪体制

施設責任者は、被害の状況により、建設課への依頼を含めた具体的な除雪方法について決定する。

### 4 各施設の点検と被害状況の確認

#### (1) 調査体制

施設責任者は施設管理者等の協力のもと、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。

被害及び異常を発見した場合には、施設責任者を通じ総務課長に報告し、北見市地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

#### (2) 調査事項及びその内容

調査事項	内容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内道路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の積雪状況、敷地内道路に近隣する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周辺に積雪はないか。

危険物施設周辺	燃料注入口周辺、タンク周辺の積雪及び消火器具周囲に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

## 5 問い合わせ及び相談等への対応

### (1) 対応体制

施設利用等に関する問い合わせ及び相談等は、次のとおりとする。

名 称	施設責任者	指定管理者
クリーンプラザおんねゆ	産業課長 (42 - 2430)	(株)留辺薬町振興開発公社 (45 - 3373)
果夢林の館(タワー含む)		
山の水族館		
おんねゆ温泉農業交流センター(花えーる)		温泉観光協会(45 - 2955)

### (2) 対応方法

問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、自治区本部長に報告し、協議のうえ施設責任者が現場対応する。

## 第10章 都市計画編（建設課）

### 1 被害調査体制

建設課は、大雪及び暴風雪により、都市計画施設被害が発生したとき、または発生が予想されるときは、その災害状況を掌握するために、被害調査を行う。

また、都市計画施設被害（以下「都市公園等被害」という。）の状況については、北見市地域防災計画に基づき災害対策本部に報告するものとする。

### 2 被害調査事項及びその内容

#### (1) 市内の都市公園等の被害状況

都市公園等被害については、北見市地域防災計画に基づく災害対策本部への報告様式に合わせた調査を行うものとする。

#### (2) 所管する施設の被害状況

対象施設及び確認体制等は以下のとおりとする。

### 3 所管する施設について

#### (1) 対象施設

名 称	所在地	施設責任者
宮下児童公園	留辺藪町宮下町114番地2	建設課長 (42-2464)
仲よし公園	留辺藪町旭中央24番地51	
信ちゃん公園	留辺藪町東町7番地	
温根湯西児童公園	留辺藪町温根湯温泉285番地2	
つつじ公園	留辺藪町花丘82番地3	
豊金公園	留辺藪町豊金40番地19	
八千代公園	留辺藪町豊金45番地5地先河川敷地	
中央公園	留辺藪町上町168番地2、仲町97番地4	

上記施設については、冬期間（11月から4月）は閉鎖をしているため、災害の状況により、調査が可能となった時点において、施設の被害の有無を確認する。

#### (2) 施設の閉鎖判断

施設責任者は、次の事項を確認し、担当係と協議のうえ閉鎖の判断を行う。

施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。

利用者及び利用予定者等を抽出し、閉鎖措置を連絡できる体制を確保する。

前記 から を総合的に判断し、閉鎖の判断を行う。

#### (3) 施設の閉鎖後の開放判断

施設責任者は、次の事項を確認し、担当係と協議のうえ開放の判断を行う。

施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。



駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。  
 利用者及び利用予定者等を抽出し、開放措置を連絡できる体制を確保する。  
 前記 から を総合的に判断し、開放の判断を行う。

(4) 利用者及び利用予定者等への連絡体制

口頭による連絡

開放時間帯において閉鎖の判断をした場合は、既に使用している利用者、口頭でその旨を説明する。

電話による連絡

利用予約等で施設の利用が判明している利用者等には、閉鎖の判断後速やかに電話にてその旨を連絡する。

(5) 利用者等の安全確保

施設利用者は担当係と協力のもと、各施設の点検を行うとともに、被害状況の確認を行う。

(6) 除雪体制

被害の状況により施設責任者は、建設課への依頼を含めた具体的な除雪方法について決定する。

(7) 施設の点検と被害状況の確認

調査体制

施設責任者は担当係の協力のもと、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。

被害及び異常を発見した場合には、施設責任者を通じ総務課長に報告し、地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

調査事項及びその内容

調査事項	内容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内道路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の積雪状況、敷地内道路に隣接する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周囲に積雪がないか。
危険物施設周辺	燃料注入口周囲、プロパンガス、灯油タンク等に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

(8) 対応方法

問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、自治区本部長に報告し、協議のうえ建設課長が現場対応する。

## 第 1 1 章 公営住宅編（建設課）

### 1 被害調査体制

建設課は、大雪及び暴風雪により、公営住宅施設被害が発生したとき、または発生が予想されるときは、その災害状況を把握するために、被害調査を行う。

また、公営住宅施設被害（以下「公住等被害」という。）の状況については、地域防災計画に基づき災害対策本部に報告するものとする。

### 2 被害調査事項及びその内容

#### (1) 市内の公住等の被害状況

公住等被害については、北見市地域防災計画に基づく災害対策本部への報告様式に合わせた調査を行うものとする。

#### (2) 所管する施設の被害状況

対象施設及び確認体制等は以下のとおりとする。

### 3 所管する施設について

#### (1) 対象施設

名 称	所 在 地	施設責任者
旭団地	留辺藪町旭3区197番地2	建設課長 (42-2464)
温根湯団地	留辺藪町温根湯温泉228番地32外	
松山団地	留辺藪町松山100番地5外	
公園団地	留辺藪町旭公園91番地218外	
滝湯団地	留辺藪町滝の湯128番地11外	
第2松山団地	留辺藪町昭栄460番地1外	
第2豊金団地	留辺藪町豊金40番地2外	
上町団地	留辺藪町上町143番地3外	
旭南団地	留辺藪町旭南56番地2	
東町団地（特公賃）	留辺藪町元町95番地	
松山団地（特公賃）	留辺藪町温根湯温泉70番地5	
宮下団地（特公賃）	留辺藪町宮下町114番地1	

#### (2) 居住者等の安全確保

施設責任者は担当係と協力のもと、各施設の点検を行うとともに、被害状況の確認を行う。

#### (3) 除雪体制

被害の状況により施設責任者は、建設課への依頼を含めた具体的な除雪方法について決定する。

#### (4) 施設の点検と被害状況の確認

##### 調査体制

施設責任者は担当係の協力のもと、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。

被害及び異常を発見した場合には、施設責任者を通じ総務課長に報告し、北見市地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

##### 調査事項及びその内容

調査事項	内容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内道路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の積雪状況、敷地内道路に近隣する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周囲に積雪がないか。
危険物施設周辺	燃料注入口周囲、プロパンガス、灯油タンク等に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

#### (5) 対応方法

問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、自治区本部長に報告し、協議のうえ建設課長が現場対応する。

## 第 1 2 章 学校教育編（総務課）

### 第 1 学校の臨時休業及び始業時間等対応の判断基準

#### 1 対象施設

名 称	所 在 地	連 絡 先		施設責任者
		学 校	校 長 宅	
小学校	大和小学校	留辺薬町大和355番地	45-2577	学校長
	温根湯小学校	留辺薬町温根湯温泉75番地	45-2762	
	留辺薬小学校	留辺薬町栄町18番地	42-2055	
	瑞穂小学校	留辺薬町丸山21番地	44-2003	
中学校	温根湯中学校	留辺薬町温根湯温泉228番地2	45-2126	
	留辺薬中学校	留辺薬町旭西193番地	42-2036	
	瑞穂中学校	留辺薬町丸山21番地	44-2003	

#### 2 臨時休業等の判断基準

(1) 小・中学校の校長（以下「校長」という。）は、次の事項を確認し、臨時休業、始業・終業時間変更の判断を行う。

降雪、積雪、風の強さによる影響等把握する。

校地内、通学路及び主要道路等の除雪状況を把握する。

気象予報や関係機関等の情報を基に今後の見通しを把握する。

公共交通機関の運行状況について把握する。

前記 から を総合的に判断し臨時休業等の判断を行う。

#### 3 臨時休業等の対応

(1) 校長は次の事項を確認し、臨時休業、始業・終業時間変更の対応を行う。

各学校の校長と情報の交換を行い、対応についての意向を協議する。

各学校と協議し、臨時休業等の決定を行い、北見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に決定事項を報告する。

教育委員会は、決定事項を建設課に報告する。

#### 4 児童・生徒及び保護者等への連絡体制

(1) 児童・生徒及び保護者への連絡

校長は、臨時休業等を決定した場合、速やかに学校連絡網により児童・生徒及び保護者に電話にて、その旨を連絡する。

## 5 通学路の除雪状況の確認及び除雪依頼

- (1) 教育委員会は、次の事項を確認し、車・歩道の除雪状況を把握及び除雪依頼を行うものとする。

各小・中学校等の通学路に係わる除雪状況の把握とともに、学校からの車・歩道の除雪要望個所の依頼を受け、「除雪要望箇所図」を作成する。

未除雪箇所の除雪依頼については、教育委員会及び建設課を通じ関係機関に依頼するものとする。

- ・国道(北海道開発局)、道道(北海道土木現業所)、市道(北見市)

## 6 校地内の除雪体制

- (1) 除雪レベル1及び2における校地内の除雪対応

児童生徒の登校時間及び給食資材搬入時間までに市が除雪を完了するものとし、通学路、避難通路等の細部についても除雪をおこなうものとする。

- (2) 除雪レベル3及び4における校地内の除雪対応

緊急除雪体制下となるため、教育委員会は、主要道路等の除雪状況の確認及び建設課との連絡調整を行うとともに各学校と連絡を行うものとする。

学校においては、緊急避難通路等の確保に努めるものとする。

## 第2 児童生徒の安全確保

### 1 通学路等の安全確認

- (1) 校長は、通学路に係る道路状況等の把握を行うとともに、登・下校における車・歩道の安全の確認に努める。
- (2) 児童生徒の安全を確保するため、特に必要がある場合には、教育委員会にその旨を報告する。

### 2 児童・生徒及び保護者への周知方法

- (1) 子どもを事故から守るため、学校での指導とともに周知文等を作成し、全児童・生徒を通じ、各家庭へ配布し家庭での指導も依頼する。
- (2) 登・下校時の通学の安全確保や雪山での遊び・飛び出し事故防止等について、各報道機関に対しても、広く住民に広報を依頼する。

## 第3 交通安全指導

### 1 交通安全の指導の依頼

- (1) 教育委員会は、校長に対し児童生徒の通学時における交通安全指導等について指示をする。

- (2) 登・下校における通学の安全確保のための交通安全指導は、教職員はもとより保護者、交通指導員等に対してもできる限りの協力を要請する。

## 第4 学校施設の点検及び被害状況の確認

### 1 学校施設の安全確認(点検・調査を含む)

- (1) 校長は、学校施設の次の事項等について巡回・点検を行うとともに、被害状況の有無を確認する。
- 校舎、屋内運動場の状況について確認。
  - 電気・ガス・水道・ストーブの排気筒周辺など各種設備の安全を確認。
  - 屋根からの落雪、落氷等の恐れのある危険箇所の状況を確認。
  - 非常口周辺、避難通路等の除雪状況の確認。
  - 校地内における付属施設(遊具、フェンス、学校樹木等)、その他の状況を確認。
- (2) 校長は、学校施設の点検調査において、被害が確認された場合及び危険箇所が発生した場合、児童生徒の安全を確認するため教職員を通じ児童生徒に周知し安全対策に万全を期するとともに、直ちに被害の状況等を教育委員会に報告するものとする。
- (3) 教育委員会は、校長より報告のあった被害状況について集約するとともに、児童生徒の安全確保に向け、巡回等の現地調査を行い、被害程度により応急修理ができる場合は速やかに修理し、施設の現状確保に時間を要する場合は、応急対応を行い安全確保に向け対処するものとする。
- (4) 校長は、学校給食の調理資材搬入口の除雪状況を確認するとともに、教育委員会、に連絡し対応について協議するものとする。

## 第 1 3 章 社会教育編（生涯学習課、図書館）

### 1 各施設の閉館判断と利用者等への連絡体制

#### (1) 対象施設

名 称	所 在 地	連絡先	施設責任者
留辺蘂町中央公民館	留辺蘂町上町 61 番地	42 - 2723	公民館館長
温根湯温泉公民館	留辺蘂町温根湯温泉 111 番地 2	45 - 2158	〃
瑞穂公民館	留辺蘂町瑞穂 163 番地 2	44 - 2015	〃
大和公民館	留辺蘂町大和 355 番地 2	45 - 2840	〃
開拓資料館	留辺蘂町滝の湯 127 番地	42 - 2723	生涯学習課長
青少年会館	留辺蘂町宮下町 114 番地	42 - 3986	〃
留辺蘂児童館	留辺蘂町旭中央 24 番地 1	42 - 2635	〃
留辺蘂児童クラブ	留辺蘂小学校内	42 - 5644	〃
温根湯児童クラブ	温根湯温泉福祉センター内	45 - 2158	〃
旭運動公園	留辺蘂町旭公園 88 番地	42 - 5005	〃（指定管理者）
体育館	留辺蘂町旭公園 88 番地	42 - 5005	〃（指定管理者）
格技場	留辺蘂町旭西 193 番地	42 - 5009	〃
弓道館	留辺蘂町旭公園 87 番地	42 - 4074	〃（指定管理者）
八方台スキー場	留辺蘂町旭公園 74 番地 6	42 - 2750	〃（指定管理者）
八方台森林公園	留辺蘂町旭公園 74 番地 8	42 - 5005	〃（指定管理者）
留辺蘂図書館	留辺蘂町仲町 97 番地 4	42 - 4001	図書館長
〃 温根湯温泉分館	留辺蘂町温根湯温泉 111 番地 2	45 - 2158	〃

上記のうち は、避難所に指定

#### (2) 各施設の閉館判断

施設責任者は、各施設の管理人等と次の事項を確認し、協議のうえ閉館の判断を行う。

各施設を定期的に巡回し、降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行不能状況を把握する。

利用者及び利用予定者を抽出し、閉館措置の連絡体制を確保する。

市の除雪レベル（１～４）と主要道路等の除雪状況を把握する。

前記 ～ を総合的に判断し、閉館の判断を行う。

#### (3) 各施設の閉館後の開館判断

施設責任者は、各施設の管理人等と次の事項を確認し、協議のうえ開館の判断を行う。

各施設を定期的に巡回し、降雪及び積雪による影響度を把握する。

駐車場、敷地内通路及び周辺道路等の通行可能状況を把握する。

利用者及び利用予定者等を抽出し、開館措置の連絡体制を確保する。

市の除雪レベル（１～４）と主要道路等の除雪状況を把握する。

前記 ～ を総合的に判断し、開館の判断を行う。

#### (4) 利用者及び利用予定者等への連絡体制

##### 館内放送又は口頭による連絡

閉館時間帯において閉館の判断をした場合は、既に使用している利用者等に館内放送又は口頭でその旨を説明にする。

なお、退館者には必要に応じて、市の除雪レベルに基づく主要道路等の除雪状況を知らせ、交通の安全確保に努める。

##### 電話による連絡

利用予約等で施設の使用が判明している利用等には、閉館の判断後速やかに電話にて、その旨を連絡する。

##### 報道機関等を通じた住民への周知

閉館が数日間に及ぶ場合、関係課と協議の上「北見市留辺蘂自治区豪雪対策本部」を発信元として適宜周知する。

## 2 利用者等の安全確保

### (1) 施設の安全確認

施設の責任者は、各施設の巡回・点検を行うとともに、被害状況の確認を行う。また、利用者等の安全を確保する必要がある場合には、後記(2)の方法によりその旨を利用者に直接知らせる。

### (2) 施設利用者への周知と安全確保

施設の責任者は、現に使用している者がいる場合には、降雪予想等の気象情報を必要に応じて、放送又は口頭で利用者に知らせる。

施設の安全確認状況については、必要に応じて口頭で利用者に注意を促す。また、敷地内及び施設等に危険な箇所がある場合には、当該危険箇所付近の見やすい箇所に注意を促す表示をするとともに、状況に応じた対策を講じ施設利用者等の安全確保に努める。

## 3 豪雪時の除雪体制

### (1) 除雪の方法

#### 市の除雪レベル1及び2における方法

通常勤務の職員及び委託業者（社会体育施設）で各施設周りの除雪を行う。又駐車場等の状況に応じて建設課へ除雪の依頼をする。

#### 市の除雪レベル3及び4における方法

通常勤務の職員及び委託業者で入り口付近の除雪を行う。各施設の周り（駐車場等）については、対策本部と協議の上除雪の方法等について決定する。

### (2) 除雪の時期

施設の閉館時間に影響を及ぼすおそれがある降雪状況の場合には、出来る限り閉館時間前まで入り口付近、敷地内通路等の最低限の除雪を行うが、除雪レベル3及び4においては、利用者の状況及び閉館の判断と併せて除雪の時期を決定する。

## 4 各施設の点検と被害状況の確認

### (1) 調査体制



施設責任者は施設管理者等の協力のもと、豪雪に伴う施設の被害状況及び異常の有無を確認する。

被害及び異常を発見した場合には、施設責任者を通じ総務課長に報告し、北見市地域防災計画の情報伝達の規定による伝達を行う。

## (2) 調査事項及びその内容

調査事項	内 容
建物	雪の重みや落雪により、建物が被害を受けていないか。
敷地内道路	入館通路等の除雪状況、建物避難口から屋外に至る出口周囲の積雪状況、敷地内道路に近隣する建物の雪庇及びつらら等がないか。
出入り口周辺	出入り口上部の雪庇及びつらら等がないか。
燃焼機器の排気筒周辺	FFストーブ及びボイラー等の吸排気筒周辺に積雪はないか。
危険物施設周辺	燃料注入口周辺、タンク周辺の積雪及び消火器具周囲に降雪による影響はないか。
看板など	降雪や落雪により看板などが不安定になっていないか。

## 5 問い合わせ及び相談等への対応

### (1) 対応の体制

施設利用等に関する問い合わせ及び相談等は、生涯学習課、図書館及び各館において対応する。

各施設の閉館及び開館など内部で統一した対応が必要な方針及び施設全体の情報は、情報連絡責任者（生涯学習課課長）が集約する。

### (2) 対応の方法

情報連絡責任者が集約した情報は、施設責任者に伝達し、課内情報の共有化を図る。

問い合わせ及び相談等の内容で緊急性の高い事象については、情報連絡責任者を中心に課内及び災害対策本部と協議し対応する。

## 6 緊急避難場所としての対応

北見市地域防災計画において、緊急避難場所に指定されている施設で、災害対策本部から指定を受けた時は、次の通り対応する。

### (1) 災害対策本部へ要請

駐車場・連絡通路・メイン道路の除雪

緊急物資の要請（毛布・食事等）

職員の応援（課内で対応出来ない場合）

## 第14章 消防編（北見地区消防組合留辺蘂支署）

### 1 『警戒体制』

北見地方に発表される気象情報に基づき、職員は今後予想される非常事態に備え次の体制を執るものとする。

- ・一次体制 暴風雪又は大雪注意報が発表された時、管理職は自宅待機に努めること。職員は気象情報の収集に努めるものとする。
- ・二次体制 暴風雪又は大雪警報が発令され雪害が予測される時、職員は自宅待機とする。

### 2 『体制の配備』

支署長は気象情報により、大雪又は豪雪の対策を図る必要が認められるときは必要な体制を配備する。

### 3 『職員・団員の非常召集』

職員の招集 降雪状態により、当務隊のみで対応が困難と予測される場合

団員の招集 積雪に伴う家屋の倒壊等大規模な災害が発生し、救出救助活動において大量の人員を必要と認める場合

### 4 『出動体制』

救急車又は消防車の出動は、次により対処するものとする。

#### (1) 救急出動

道路の除雪進捗状況によっては、市の除雪車及び消防自動車をサポートとする態勢で出動する。

#### (2) 消防自動車の出動

火災又は救助等の出動等は、事案対応に万全を図るため、通常の出動体制に増隊した編成をするとともに除雪の進捗状況によっては、市の除雪車を先導に出動する。

#### (3) 人工透析患者の搬送

緊急を要する場合を除き、通常的手段によって医療機関での治療が困難であり、本人又は家族等が医師に確認をし、当日の透析治療が必要とされ、他の機関で搬送することができない場合に出動する。

#### (4) その他出動

通報により、人的被害が予測される事案を優先に対処し、他の機関において対処可能な事案は、連携を密にして対処を要請する。

### 5 『除雪車の配備』

降雪により道路状態が悪化し、緊急出動の車両等の運行に重大な支障を及ぼすと予測されるときは、市の除雪車のサポート体制により緊急事案に万全の態勢を期することとする。

## 6 『災害の情報収集及び伝達』

災害事案及び消防活動状況等の情報収集に努め、必要に応じて市の対策本部に消防活動状況等を報告する。

## 7 『道路状況の把握』

刻々と変化する道路状況を的確に把握するため、道路管理関係機関から除雪進捗状況の情報を入手するとともに、適宜職員を道路巡回に充て、消防車両等の通行可否について調査を行い、救急及び各種災害出動に備えるものとする。

## 8 『広報活動』

積雪等に伴う被害及び事故を未然に防止するため、注意報又は警報が発表され必要と認められた場合は広報車両等を出動させ住民に次の事項について注意を喚起するとともに、報道機関等の問い合わせ及び情報提供の求めに対し正確な提供を期するため消防情報発信元の一元化を図るものとする。

積雪、吹き溜まりによるストーブ等の屋外排気筒閉鎖に伴う不完全燃焼事故防止。

積雪、落雪等によるホームタンク及びプロパンガス配管等破損事故に伴う漏油及びガス漏洩事故防止。

屋根の雪下ろし作業中の墜落及び屋根からの落雪の事故防止

車両の路上放置禁止

その他必要な事項

## 9 『消防水利等の確保』

消防水利等の除雪にあつては、原則降雪が収まったときから消防車両を出動させ、作業を開始するものとする。ただし、夜間の場合は翌日から開始する。

必要に応じて消防団の出動要請を行う。

職・団員が居住する自宅周辺の消防水利除雪の自主協力を依頼する。

メディアを通じて、地域住民、事業所等に対し敷地周辺に設置の消防水利の除雪協力を依頼する。

## 10 『車両燃料の確保』

大雪による給油所の閉鎖及び出動等の急増に伴う車両燃料の不足が生じることのないよう予め給油所の営業時間等を把握するとともに、予備燃料の確保に努めるものとする。

## 11 『関係機関の連絡網』

豪雪時にあつては、住民等からの電話による問い合わせ、苦情等が殺到し、庁内電話や

一般加入電話に繋がらないことが予想されることから、予め関係する市の担当課長、課長補佐の携帯電話番号を把握し、緊急時における連絡体制を事前に構築する。

「緊急連絡先」

総合支所長	清野 富男	内 2 8 9	携帯 090-7056-8605
総務課長	伊藤 義行	内 2 0 0	携帯 090-8707-6735
建設課長	角丸 正一	内 2 5 0	携帯 090-8637-4550
建設課長補佐	和崎 久夫	内 2 4 0	携帯 090-5073-7642

**参 考**

**( 1 ) 注意報発令基準**

注意報名	発表基準
風 雪 ( 平均風速 )	北見地方 1 0 m / S 雪による視程障害を伴う
大 雪 ( 12 時間降雪の深さ又は 12 時間積雪の差 ( 3 時間毎の増分の合計 ) )	北見地方 2 5 c m

**( 2 ) 警報発表基準**

警報名	発表基準
暴風雪 ( 平均風速 )	北見地方 1 6 m / S 雪による視程障害を伴う
大 雪 ( 12 時間降雪の深さ又は 12 時間積雪の差 ( 3 時間毎の増分の合計 ) )	北見地方 4 0 c m

定める公表のほか、広報誌等により住民に対して周知徹底を図るものとする。

## 留辺蘂総合支所による大雪時の消防・救急出動サポート体制

大雪のため留辺蘂自治区において、自治区災害対策本部を設置した場合、除雪車と運転手は北見地区消防組合留辺蘂支署に待機し、消防・救急出動のサポート体制をとる。

なお、自治区災害対策本部が未設置の場合で、除雪を必要とする時も同様とする。

### 連絡体制

